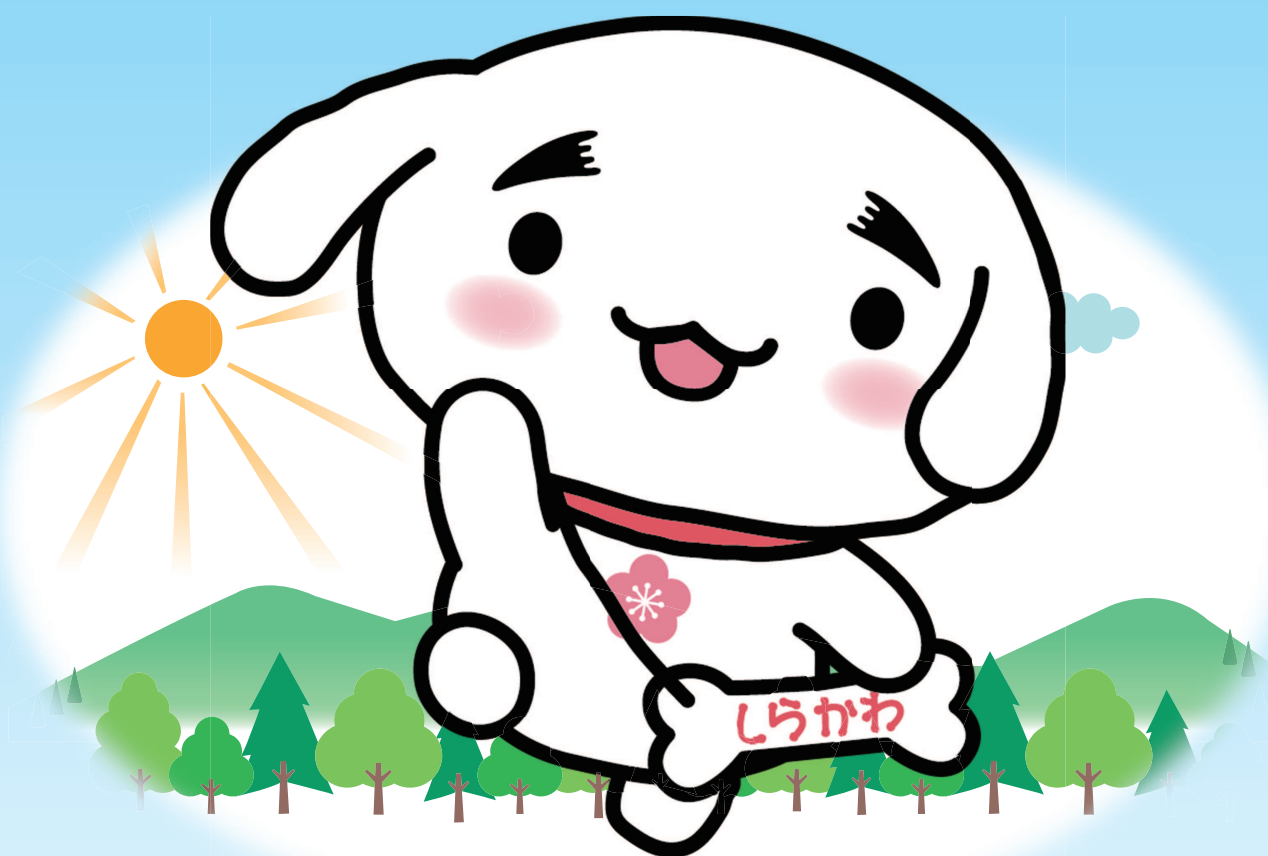


第2期白河市子ども・子育て計画

〔 第2期白河市子ども・子育て支援事業計画
第2期白河市次世代育成支援行動計画（後期） 〕



令和2年3月

白 河 市

はじめに

わが国では、少子化が急速に進む中、核家族や共働き世帯の増加、さらには就労環境の多様化や住民同士のつながりの希薄化などを背景に、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、子育てや保育に対するニーズも年々増加しています。

このことから、本市では、平成26年度に「次世代育成支援行動計画」とその提供体制を示す「子ども・子育て支援事業計画」を一体化させた「第1期白河市子ども・子育て計画」を策定し、すべての子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを目指してまいりました。

この計画に基づき、「子育て世代包括支援センター」や病児保育室を設置するとともに、白河っ子すくすく赤ちゃんクーポン券の支給や小規模保育園の整備など子育て世帯の経済的負担の軽減や待機児童対策に取り組んできましたが、第1期計画は、令和元年度をもって計画期間が終了することから、この度、令和6年度までの5年間の計画期間とする「第2期白河市子ども・子育て計画」を策定いたしました。

本計画は、第1期計画の基本理念「みんなで育てよう、次代を担う白河っ子」を継承するとともに、アンケート調査結果から見えてきた現状と課題およびニーズの把握に努め、それらに的確に対応できるよう施策内容を検討し、体系化を図りました。

今後は、本計画をベースに、市民の皆様や関係機関と連携・協働しながら、子育て支援の更なる充実を図り、「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」を進めてまいりたいと考えておりますので、変わらぬご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた白河市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様に厚く御礼を申し上げます。

令和2年3月



白河市長 鈴木和夫

— 目 次 —

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の性格と位置付け	4
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制と策定の経緯	6
第 2 章 子ども・子育てをとりまく現状	7
1 人口と世帯の状況	7
2 家族や地域の状況	10
3 将来の子どもの人口	13
4 子育て関連施設・事業の状況	15
5 子ども・子育てに関する実態と意向（ニーズ調査結果から）	21
6 子ども・子育てに関する課題の整理	30
第 3 章 計画の基本的な考え方	33
1 子ども・子育てビジョン（基本理念）と基本目標	33
2 施策の体系	36
第 4 章 基本施策	37
1 ゆとりのなかで安心して子育てのできるまち	37
2 子どもを生き育てることに喜びを実感できるまち	45
3 安全で快適に子育てができるまち	50
4 子どもが心身ともに健やかで明るく育つまち	56
5 子どもたちの人権を尊重するまち	68

第5章	子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと提供体制	73
1	子ども・子育て支援事業の推進	73
2	教育・保育提供区域の設定	75
3	子どもの数と家族類型の推計	76
4	教育・保育給付	80
5	地域子ども・子育て支援事業	83
6	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	96
7	計画の推進	97
資 料		99
1	白河市子ども・子育て会議条例	99
2	子ども・子育て会議委員名簿	101
3	計画の策定経過	102



第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景と経緯

わが国の少子化対策は、世帯人数の減少、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化したことによる様々な課題に直面しており、一日も早い解決が求められています。

このような状況から、国は就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。また、平成28年に策定した「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「希望出生率1.8」の実現に向け、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受ける際の制約の克服等の対応策を掲げ、実現に向けた10年間のロードマップを示しています。

本市では、平成26年度に第1期子ども・子育て計画を策定し、きめ細やかで質の高い幼児期の学校教育・保育サービスの提供などを実施してきました。同計画は、令和元年度を持って終了することから、これまでの成果と課題、市民ニーズを踏まえ、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする第2期白河市子ども・子育て計画を策定するものです。



【国の政策動向】

年	政策の概要	
平成16年	少子化社会対策大綱	少子化社会対策基本法に基づき閣議決定。4分野の重点課題に向けた28の行動を設定。
17年	子ども・子育て応援プラン（17～21年度）	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」など「目指す姿」を描き、「中学校区に1か所以上の子育て拠点施設」などの数値目標を設定。
	出生率が過去最低	平成17年に全国の合計特殊出生率が1.26と過去最低を記録。
18年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。平成19年度から①3歳未満児の児童手当引上げ②こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施③育児休業給付率の引き上げ④放課後子ども教室、児童クラブの予算拡充（放課後子どもプラン）⑤事業所内託児施設設置への税制優遇措置などを実施。
19年	認定こども園制度の開始	認定こども園は①幼稚園と同様の4時間程度の教育②保育に欠ける子に対する8時間程度の長時間保育③通園児に限定しない地域子育て支援事業の3項目が認定の要件。
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解決のために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として取り組む必要性を提起。
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10年間で週労働時間60時間以上の雇用者を半減」など14項目の数値目標を設定。
20年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行動指針」の数値目標のうち、10年後に①3歳未満児への保育サービスの提供割合を38%（現行20%）②小学1年～3年生の児童クラブの提供割合を60%（現行19%）という2つの目標を目指し施策展開。
	5つの安心プラン	社会保障の機能強化のための緊急対策。閣議決定。5つの柱のうち1つを次世代育成支援とし、家庭的保育（保育ママ）の制度化のための児童福祉法等改正など、緊急対策を設定。
22年	子ども・子育てビジョン	少子化社会対策大綱を改定したもので、目指すべき社会への政策として4つの柱、①子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会、②妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会、③多様なネットワークで子育て力のある地域社会、④男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランスの実現）と、12の主要施策を設定。
24年	子ども・子育て関連3法の成立	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するもの。

年	政策の概要	
25年	待機児童解消加速化プラン	待機児童の解消に向け、子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対する支援策を講じるもの。
	少子化危機突破のための緊急対策	①「子育て支援」②「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出すことにより、これらを『3本の矢』として推進するもの。
26年	次世代育成支援対策推進法、母子及び寡婦福祉法の改正	次世代育成支援対策推進法の有効期限の10年延長、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充を図るもの。
	放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるためのもの。
28年	仕事・子育て両立支援	従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整えて、離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を支援するもの。
30年	子育て安心プラン	「待機児童解消加速化プラン」の新たなプランとして「待機児童」解消と「女性就業率M字カーブ」解消を図るもの。
令和元年	子ども・子育て支援新制度	幼児教育・保育の無償化（子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付）を講じるもの。

(2) 計画策定の目的

社会の希望であり、未来をつくる活力でもある子どもの減少は、本市においても大きな課題のひとつであります。

このため、本計画は子どもが健やかに成長することができ、安心して子どもを生子、育てることのできる環境づくりを一層進めるため策定するもので、本市の子ども・子育て施策および次世代育成支援対策全般について、今後5年間の具体的な方策をまとめるものです。

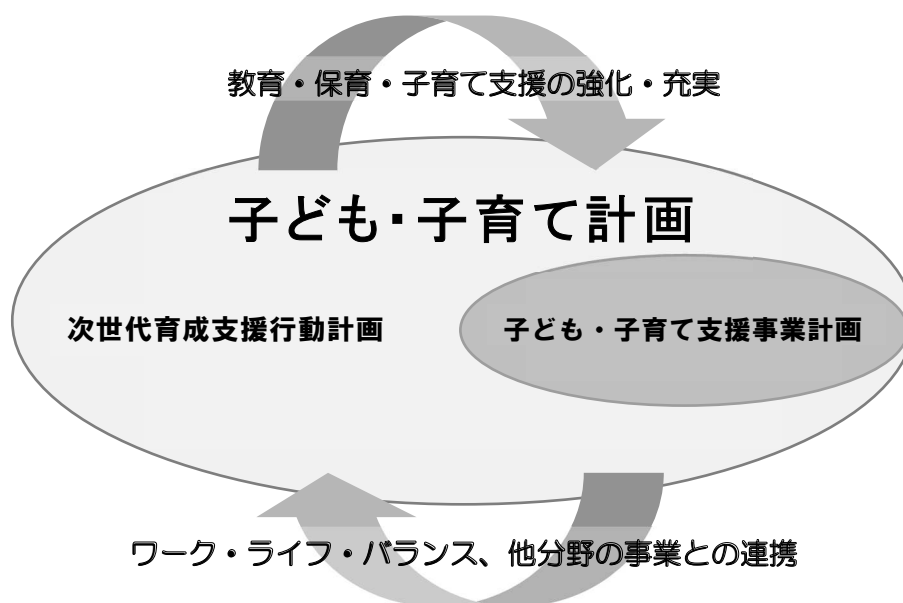
2 計画の性格と位置付け

(1) 計画の性格

本計画は、子どもの成長や子育て家庭に対する支援の基本的方向性と就学前の子どもの教育・保育事業や地域子育て支援事業の具体的な取組を示すとともに、住民をはじめ、保育園、幼稚園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子ども・子育て支援に取り組むための指針となるもので、法に基づく次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画から成ります。

計画策定にあたっては、白河市第2次総合計画で、目指す将来の姿として掲げられた「1 安全・安心でやすらぎのあるまち」、「2 活気と魅力にあふれ、愛着と誇りを持てるまち」、「3 一人ひとりの絆とみんなの力で輝く未来をつくるまち」という3つの理念との整合性を持つものとして定めます。

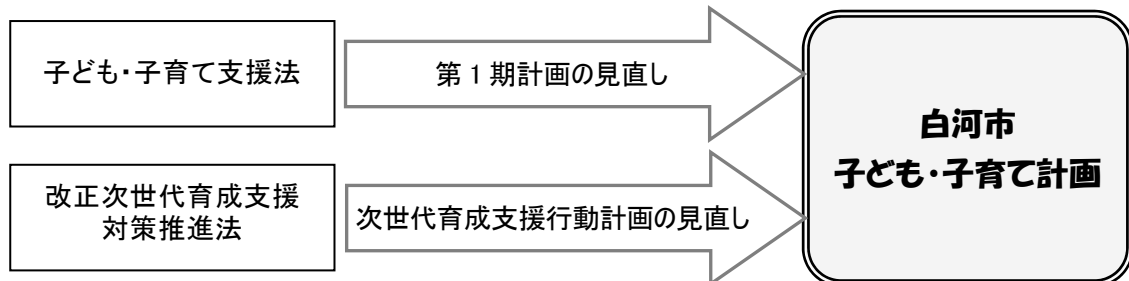
【計画の構成図】



(2) 計画の法的位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」に「子ども・子育て支援法」第61条第1項の規定に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画となっています。

■本計画の法的根拠



■参考／子ども・子育て支援法

「子ども・子育て支援法」第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

■参考／次世代育成支援対策推進法

「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するものとする。

(3) 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から概ね18歳までの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

3 計画の期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

【計画期間】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期次世代育成支援行動計画（前期）					第2期次世代育成支援行動計画（後期）				
第1期子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制と策定の経緯

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「白河市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

また、国のモデル調査票を踏まえつつ、市独自の設問を加えた「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）」を就学前児童と小学生の保護者を対象に実施し、その結果を計画策定の基礎資料としています。



第2章

子ども・子育てをとりまく現状



第2章 子ども・子育てをとりまく現状

1 人口と世帯の状況

(1) 総人口と世帯数の状況

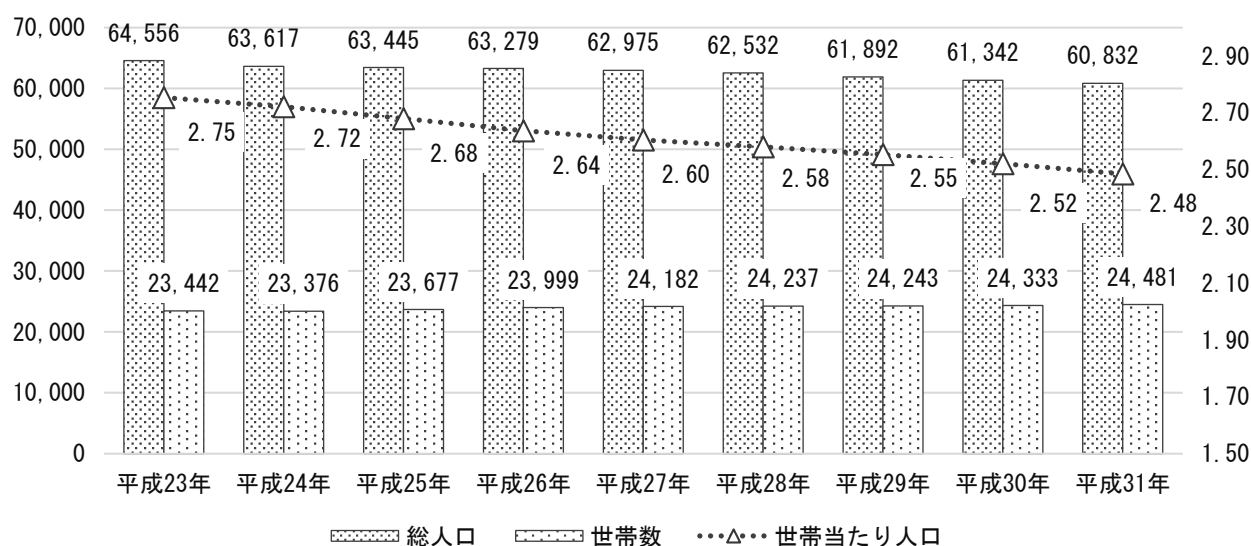
本市の総人口は、平成31年4月1日現在、60,832人となっており、減少傾向が続いています。

世帯数は、平成31年4月1日現在、24,481世帯で増加傾向ですが、1世帯当たりの人員は2.48人と減少傾向が続き、少人数化が進んでいます。

【人口と世帯数の推移】

(単位：人・世帯)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	64,556	63,617	63,445	63,279	62,975	62,532	61,892	61,342	60,832
男性	31,908	31,489	31,343	31,334	31,225	31,014	30,734	30,458	30,227
女性	32,648	32,128	32,102	31,945	31,750	31,518	31,158	30,884	30,605
世帯数	23,442	23,376	23,677	23,999	24,182	24,237	24,243	24,333	24,481
世帯当たり人口	2.75	2.72	2.68	2.64	2.60	2.58	2.55	2.52	2.48



資料：住民基本台帳人口 各年4月1日

(2) 世帯類型等の推移

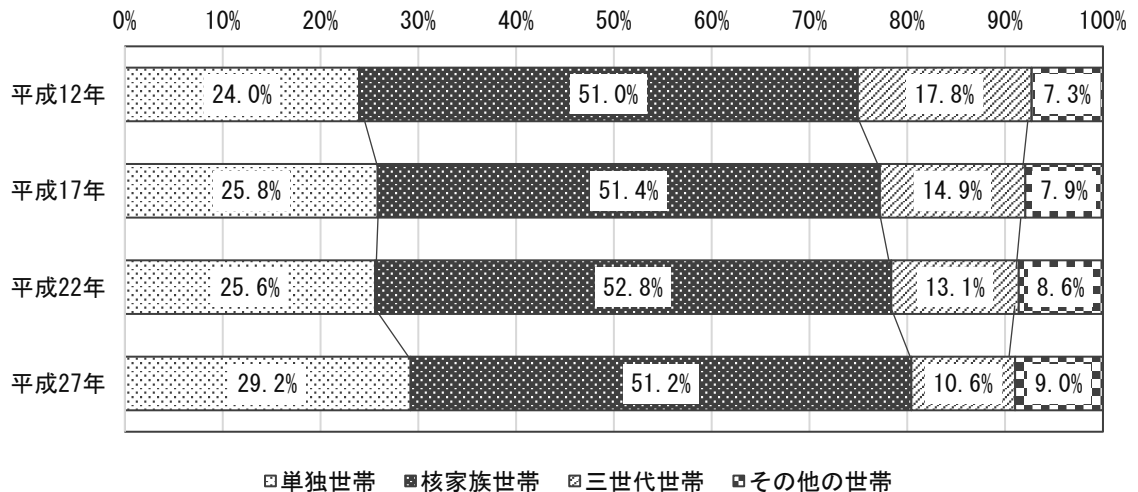
世帯類型別にみると最も多い世帯は核家族世帯で50%を超えています。三世代世帯については減少、単独世帯については増加傾向が続いています。

また、6歳未満及び18歳未満の児童のいる世帯数が示すとおり、子どものいる世帯が減少しています。

【世帯類型の推移（各年10月1日現在）】

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
単独世帯	5,091	5,760	5,808	6,709
核家族世帯	10,836	11,451	11,977	11,763
三世代世帯	3,777	3,315	2,963	2,435
その他の世帯	1,548	1,766	1,949	2,060
合計（一般世帯数）	21,252	22,292	22,697	22,967

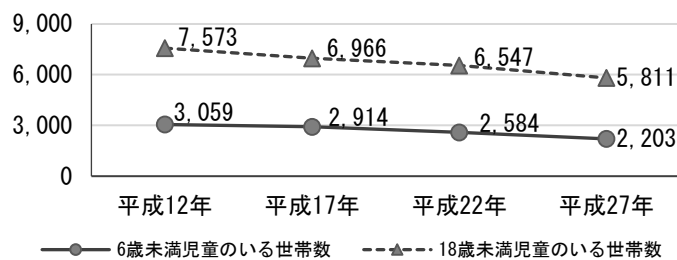


資料：国勢調査（一般世帯）

【6歳未満／18歳未満の児童のいる世帯数の推移】

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
6歳未満児童のいる世帯数	3,059	2,914	2,584	2,203
18歳未満児童のいる世帯数	7,573	6,966	6,547	5,811



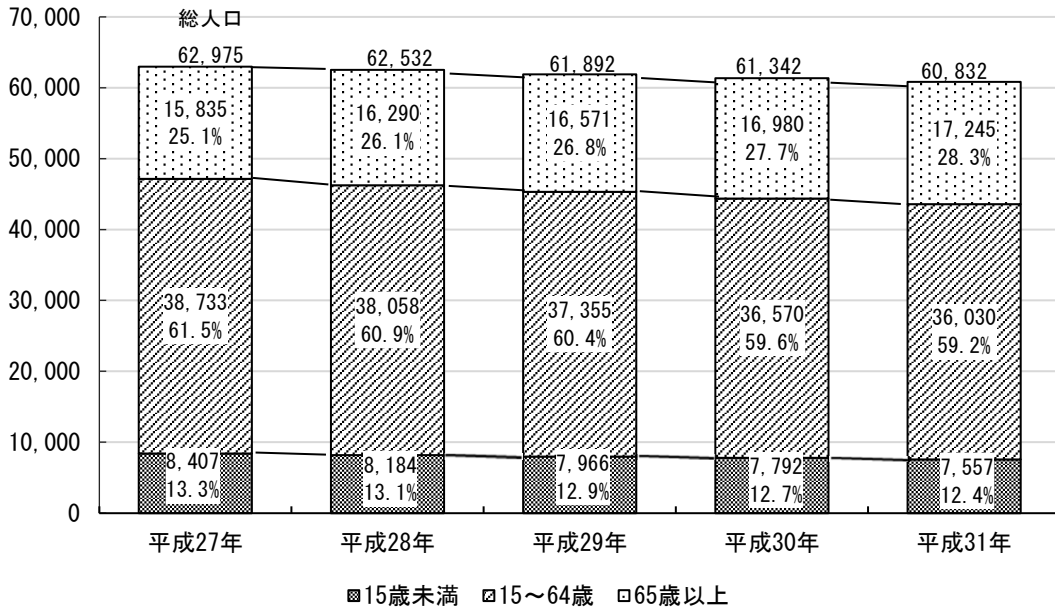
資料：国勢調査

(3) 年齢3区分人口の推移

本市の人口構成は、平成27年から平成31年の5年間で、65歳以上人口の割合が増えており、高齢化が進んでいます。

【年齢3区分人口構成の推移】

(単位：人)



資料：住民基本台帳人口 各年4月1日

(4) 人口動態

自然動態、社会動態ともに減少し、人口減少が続いています。

【人口動態】

(単位：人)

区分	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成26年	493	658	△ 165	2,118	2,274	△ 156	△ 321
平成27年	524	693	△ 169	2,143	2,233	△ 90	△ 259
平成28年	476	671	△ 195	2,014	2,256	△ 242	△ 437
平成29年	494	669	△ 175	1,883	2,238	△ 355	△ 530
平成30年	444	687	△ 243	1,913	2,263	△ 350	△ 593

資料：住民基本台帳 各年1月1日現在
(前年1月1日~12月31日の人口動態)

※自然動態と社会動態

自然動態とは、一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きをいいます。
社会動態とは、一定期間における転入・転出に伴う人口の動きをいいます。

2 家族や地域の状況

(1) 未婚率の推移

25歳から39歳までの未婚率は、男女ともに若年層ほど高くなっています。

【男女年齢層別未婚者数の推移】

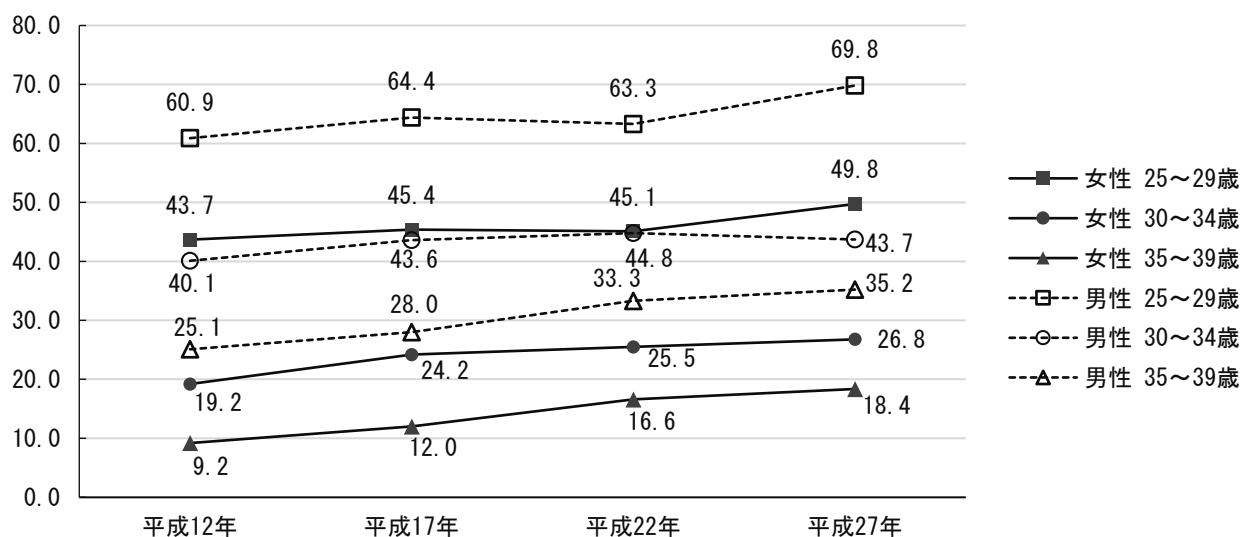
(単位：人)

	女性			男性		
	25～29歳	30～34歳	35～39歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
平成17年 (%)	45.4	24.2	12.0	64.4	43.6	28.0
平成22年 (%)	45.1	25.5	16.6	63.3	44.8	33.3
平成27年 (%)	49.8	26.8	18.4	69.8	43.7	35.2
未婚者数 (平成17年)	900	509	226	1,426	1,018	566
未婚者数 (平成22年)	794	509	334	1,196	972	759
未婚者数 (平成27年)	706	459	344	1,132	796	732
人口 (平成17年)	1,984	2,101	1,879	2,214	2,337	2,021
人口 (平成22年)	1,760	1,993	2,016	1,891	2,168	2,282
人口 (平成27年)	1,419	1,713	1,873	1,621	1,821	2,078

※未婚率：男女別各年齢層の人口総数に対する未婚者の割合

資料：国勢調査（各年とも10月1日現在）

【男女年齢層別未婚率の推移】



資料：国勢調査

(2) 出生率の推移

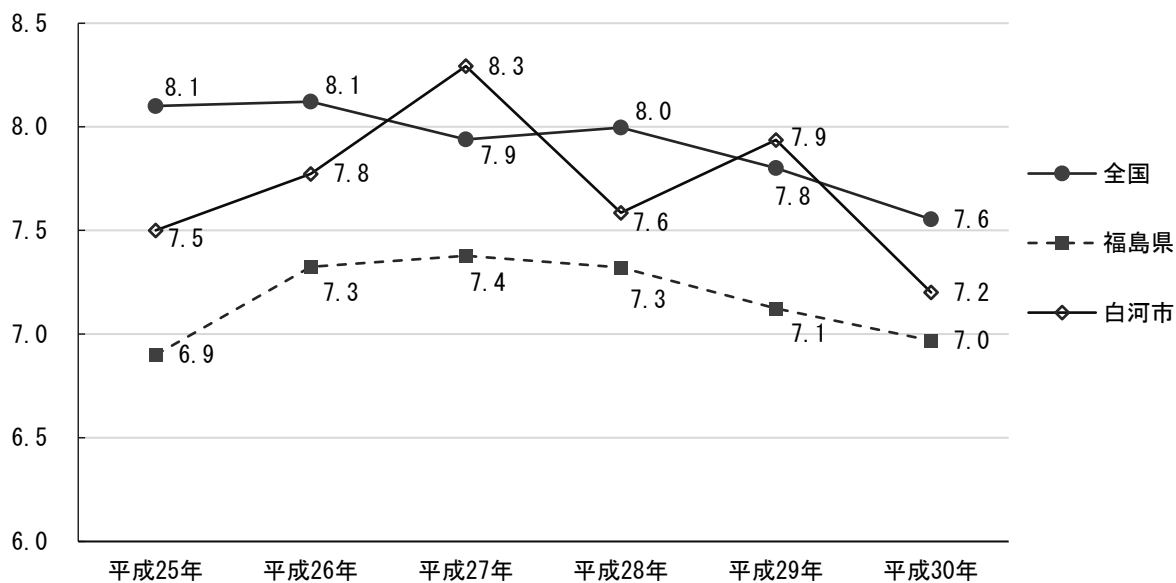
福島県の出生率は減少傾向であり、全国平均を下回っています。

本市においては、多少の上げ下げはあるものの平成27年以降は減少傾向となっています。

【出生率の推移】

(単位：人／1,000人あたり)

※出生率＝出生数÷総人口×1,000人



資料：人口動態統計_住民基本台帳
各年1月1日、平成25年のみ3月1日

(3) 児童数の状況

小学校6年生以下(0~11歳)の児童の合計数は、平成31年4月1日現在5,846人で、6千人を割り込んでいます。児童数は減少傾向にあり、平成22年から31年までの10年間で1,587人、率にして21.4%減少しています。

【小学生以下の児童数の推移】

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
就学前児童数	3,390	3,336	3,203	3,044	3,047	3,029	2,982	2,907	2,828	2,796
0歳児	507	575	522	458	518	477	493	465	424	451
1歳児	548	508	543	511	469	528	474	503	474	428
2歳児	570	549	500	531	518	466	508	463	510	467
3歳児	576	551	525	500	526	516	451	511	465	494
4歳児	573	580	535	513	503	537	519	446	516	453
5歳児	616	573	578	531	513	505	537	519	439	503
小学生児童数	4,043	3,923	3,744	3,622	3,526	3,427	3,279	3,188	3,174	3,050
1年生	650	613	558	574	532	524	502	535	528	442
2年生	652	652	605	557	572	540	521	498	538	530
3年生	644	648	635	598	557	574	536	515	497	534
4年生	697	646	639	634	594	551	570	532	515	503
5年生	681	686	631	635	640	594	554	561	532	516
6年生	719	678	676	624	631	644	596	547	564	525
小学生以下児童数合計	7,433	7,259	6,947	6,666	6,573	6,456	6,261	6,095	6,002	5,846

資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

3 将来の子どもの人口

本計画の主要指標の一つである将来推計人口は、平成30年及び平成31年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに、1歳階級ごとのコーホート変化率を算出し、今後も同様の傾向が続くものと想定して推計しています。

計画目標年（令和6年）の総人口は57,888人、そのうち0～5歳の就学前児童総数の占める割合は4.13%、6～11歳の小学生児童総数の割合は4.66%になると推計しています。

【将来推計人口】

(単位：人、%)

	住民基本台帳人口					将来推計人口				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	62,975	62,532	61,892	61,342	60,832	60,289	59,719	59,123	58,510	57,888
0～14歳	8,407	8,184	7,966	7,792	7,557	7,346	7,177	6,977	6,810	6,649
15～64歳	38,733	38,058	37,355	36,570	36,030	35,471	34,834	34,245	33,749	33,114
65歳以上	15,835	16,290	16,571	16,980	17,245	17,472	17,708	17,901	17,951	18,125
0～5歳人口比率	4.81%	4.77%	4.70%	4.61%	4.60%	4.44%	4.37%	4.23%	4.15%	4.13%
6～11歳人口比率	5.44%	5.24%	5.15%	5.17%	5.01%	5.03%	4.96%	4.97%	4.84%	4.66%

各年の年齢別推計児童数は、下表のとおりとしています。

計画目標年度（令和6年度）の就学前児童（0～5歳の層）の合計は2,391人、小学生児童数（6～11歳の層）の合計は2,697人と推計しています。

【年齢別推計児童数】

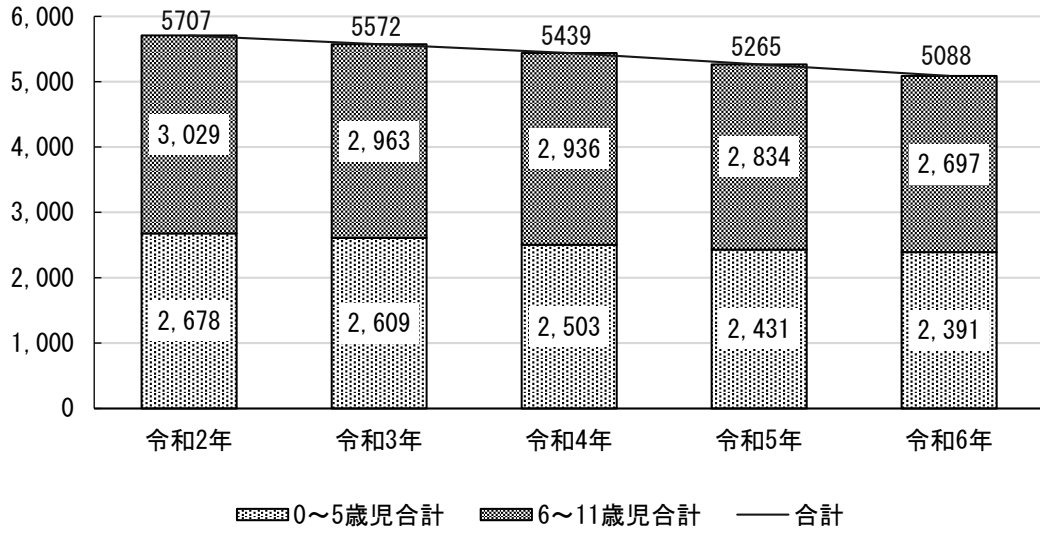
(単位：人)

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳児合計
推計人口	令和2年	426	455	422	452	481	442	2,678
	令和3年	412	430	449	408	441	469	2,609
	令和4年	402	416	423	434	398	430	2,503
	令和5年	394	406	410	410	423	388	2,431
	令和6年	383	398	400	397	400	413	2,391

児童年齢		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳児合計
推計人口	令和2年	506	444	526	540	504	509	3,029
	令和3年	445	508	440	532	541	497	2,963
	令和4年	472	446	505	446	533	534	2,936
	令和5年	433	474	443	511	447	526	2,834
	令和6年	391	434	471	448	512	441	2,697

【将来の子ども人口】

(単位：人)



4 子育て関連施設・事業の状況

(1) 保育園の状況

本市の保育園は、公立、私立がともに6園、小規模保育事業施設が3園、家庭的保育事業施設が1園となっています。

【保育園の概況】

(平成31年4月現在 単位：人)

	施設名	所在地	定員
公立	さくら保育園	会津町 24-7	90
	わかば保育園	北中川原 8-1	150
	おもてごう保育園	表郷番沢字成金 142	65
	たいしん保育園	大信町屋字道目木 8	50
	ひがし保育園	東釜子字枇杷山 141	55
	関の森保育園 ※認可外施設	旗宿町尻 105-1	40
私立	白河みのり保育園	新白河二丁目 162	89
	白河保育園	日向 2	60
	認定こども園ぼだい樹	郭内 1-171	137
	認定こども園ぼだい樹 西こども園	南登り町 15	84
	丘の上保育園	立石山 10-14	60
	認定こども園さくらの木	豊年 31	69
保育事業 (小規模) 私立	ニチイキッズ 新白河保育園	新白河四丁目 5 3 番地	19
	なないろ保育園	十三原道上 3 番地 2 1	19
	ともいく保育園	袋町 3 番地	15
保育事業 (家庭的) 私立	ぴよぴよ保育園	金勝寺 2 0 5 番地 2 5	3
保育園の定員合計			1,005

【保育園の入園児童数の推移】

(各年度4月1日現在 単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
総数	822	880	886	871	850	841
0歳児	52	53	58	54	41	54
1歳児	170	188	185	191	189	183
2歳児	217	199	211	203	227	214
3歳児	133	159	137	131	128	124
4歳児	127	143	156	136	128	136
5歳児	123	138	139	156	137	130

【広域入所児童数の推移】

(各年度4月1日現在 単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
広域入所児童数	11	22	17	12	15	8

【保育園の実施状況】

(平成 31 年 4 月現在)

	施設名	年齢	保育時間	
			平日	土曜日
公立	さくら保育園	生後6か月～就学前	7:30～19:00	7:30～13:00
	わかば保育園		7:30～19:00	7:30～13:00 (満2歳未満)
				7:30～18:00 (満2歳以上)
	おもてごう保育園	生後6か月～3歳未満	7:30～19:00	7:30～18:00
	たいしん保育園			7:30～18:00 (満1歳以上)
ひがし保育園				
私立	白河みのり保育園	生後6か月～就学前	7:45～17:45 (満1歳未満)	8:30～12:30 (満2歳未満)
	白河保育園		7:00～19:00 (満1歳以上)	7:15～18:00 (満2歳以上)
	認定こども園ぼだい樹	生後6か月～就学前	7:30～18:00 (満1歳未満)	8:00～14:00 (満2歳未満)
	認定こども園ぼだい樹 西こども園		7:30～18:30 (満1歳以上)	7:15～18:00 (満2歳以上)
	認定こども園さくらの木		※ぼだい樹のみ 7:30～19:00	
丘の上保育園	生後6か月～3歳未満	7:00～19:00	8:00～17:00	
認可外	関の森保育園	2歳以上～就学前	7:30～19:00	7:30～13:00
(小規模 私立 保育事業)	ニチイキッズ 新白河保育園	生後6か月～3歳未満	7:00～19:00	7:00～19:00
	なないろ保育園		7:45～17:45 (満1歳未満)	7:45～12:30 (満1歳未満)
			7:00～19:00 (満1歳以上)	7:00～12:30 (満1歳以上満2歳未満)
ともいく保育園	7:30～18:30	7:00～18:00 (満2歳以上)		
(家庭 私立的 保育事業)	ぴよぴよ保育園	生後3か月～3歳未満	7:45～18:00	/

(2) 幼稚園の状況

本市の幼稚園は、公立が8園、私立が5園となっています。

3年保育は全園が実施しており、私立幼稚園では満3歳児保育を実施しています。預かり保育も全園で実施しています。また、遠距離通園対策として公立3園と私立全園で通園バスを運行しています。

【幼稚園の概況】

(令和元年5月1日現在 単位：人)

施設名		所在地	定員
公立	大沼幼稚園	久田野豆柄久保 2	90
	白坂幼稚園	白坂陣場 317	80
	小田川幼稚園	泉田池ノ上 239	50
	五箇幼稚園	田島明治 32-6	70
	関辺幼稚園	関辺松並 26	80
	表郷幼稚園	表郷金山字長者久保 2-5	170
	ひがし幼稚園	東釜子字枇杷山 28	160
	大信幼稚園	大信町屋字道目木 12	140
私立	認定こども園ぼだい樹	郭内 1-130	50
	認定こども園ぼだい樹 西こども園	転坂 96	99
	認定こども園さくらの木	豊年 31	65
	白河カトリック幼稚園	道場小路 88	280
	丘の上幼稚園	立石山 10-14	185

【幼稚園の園児数の推移】

(各年度5月1日現在 単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
公立	615	613	580	540	516	558
私立	583	543	547	543	529	511
総数	1,198	1,156	1,127	1,083	1,045	1,069

【幼稚園の実施状況】

(令和元年5月1日現在)

施設名	開園時間	対象児				預かり保育	バス送迎	
		満3歳	年少	年中	年長			
公立	大沼幼稚園	8:30~14:00	—	○	○	○	○	—
	白坂幼稚園	8:30~14:00	—	○	○	○	○	—
	小田川幼稚園	8:30~14:00	—	○	○	○	○	—
	五箇幼稚園	8:30~14:00	—	○	○	○	○	—
	関辺幼稚園	8:30~14:00	—	○	○	○	○	—
	表郷幼稚園	8:30~14:00	—	○	○	○	○	○
	ひがし幼稚園	8:30~14:00	—	○	○	○	○	○
	大信幼稚園	8:30~14:00	—	○	○	○	○	○
私立	認定こども園ぼだい樹	8:30~13:30	○	○	○	○	○	○
	認定こども園ぼだい樹 西こども園	8:30~13:30	○	○	○	○	○	○
	認定こども園 さくらの木	8:30~13:30	○	○	○	○	○	○
	白河カトリック幼稚園	8:30~14:00	○	○	○	○	○	○
	丘の上幼稚園	8:30~13:30	○	○	○	○	○	○

(3) 小学校の状況

本市には、市立小学校が15校あります。令和元年5月1日現在の児童総数は3,059人となっています。

【小学校の概況】

(令和元年5月1日現在 単位：人・クラス)

学校名	所在地	児童数	学級数
白河第一小学校	菖蒲沢 41 番地 1	279	14
白河第二小学校	日影 2 番地 8	536	22
白河第三小学校	寺小路 64 番地 2	510	21
白河第四小学校	久田野豆柄山 3 番地	182	9
白河第五小学校	白坂陣場 317 番地	146	10
小田川小学校	泉田池ノ上 239 番地	76	6
五箇小学校	田島 165 番地 2	76	7
関辺小学校	関辺松並 26 番地	131	6
みさか小学校	みさか二丁目 120 番地	354	14
表郷小学校	表郷金山字瀬戸原 108 番地	309	16
小野田小学校	東下野出島字髪内 195 番地	76	8
釜子小学校	東釜子字西ノ内 1 番地	176	9
信夫第一小学校	大信中新城字愛宕山 108 番地 1	108	7
信夫第二小学校	大信増見字中沢 10 番地	46	6
大屋小学校	大信下小屋字西宿 85 番地	54	5
合 計		3,059	160

(4) 放課後児童クラブの状況

本市では、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を放課後及び長期休業に預かり、その健全育成を図るため放課後児童クラブを設置しています。令和元年5月1日現在、17か所の放課後児童クラブを運営し、936人の児童が利用しています。

【放課後児童クラブの概況】

(令和元年5月1日現在 単位：人)

施設名	低学年				高学年				合計
	1学年	2学年	3学年	計	4学年	5学年	6学年	計	
白一小児童クラブ	19	15	19	53	11	15	12	38	91
白二小児童クラブ	40	38	39	117	23	0	0	23	140
白三小児童クラブ	41	42	29	112	18	4	0	22	134
にこにこ児童クラブ	1	1	1	3	14	13	3	30	33
おおぬま児童クラブ	14	14	16	44	10	8	5	23	67
しらさか児童クラブ	8	7	11	26	9	3	1	13	39
あったか児童クラブ	7	12	8	27	0	0	0	0	27
こたがわ児童クラブ	7	8	3	18	10	2	4	16	34
五箇小児童クラブ	2	2	6	10	4	4	2	10	20
せきべ児童クラブ	6	13	6	25	5	4	0	9	34
みさか小児童クラブ	23	29	18	70	28	1	0	29	99
表郷小児童クラブ	18	24	21	63	15	6	3	24	87
小野田小児童クラブ	7	2	7	16	2	1	2	5	21
かまこ児童クラブ	9	14	18	41	5	7	3	15	56
信夫一小児童クラブ	5	8	2	15	1	0	0	1	16
信夫二小児童クラブ	0	5	5	10	3	2	1	6	16
大屋小児童クラブ	3	5	6	14	4	4	0	8	22
合計	210	239	215	664	162	74	36	272	936

【放課後児童クラブ利用児童数の推移】

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施箇所数	16	16	16	17	17
登録児童数	879	915	881	985	936

(各年度5月1日現在)

5 子ども・子育てに関する実態と意向（ニーズ調査結果から）

平成30年度に就学前児童と小学生の保護者を対象に、アンケート調査を実施し、その結果を計画策定の基礎資料としています。

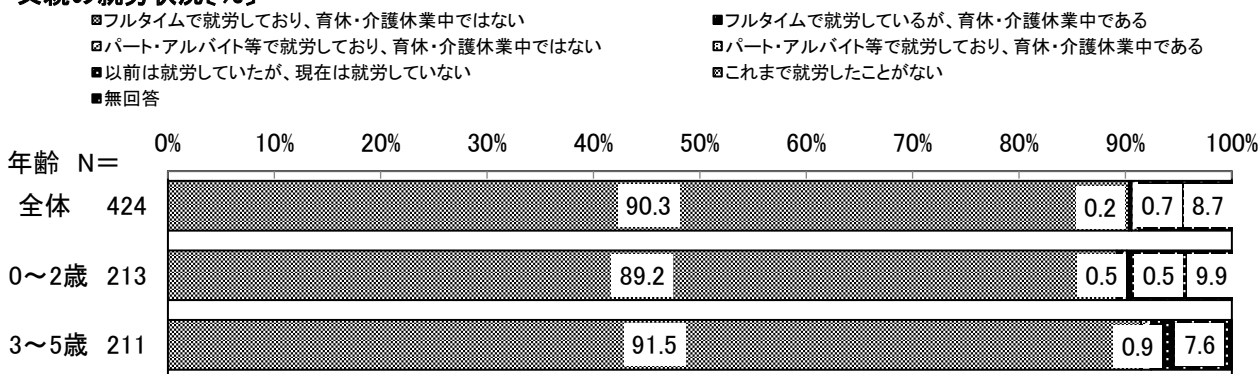
（1）保護者の就労状況

① 就学前児童保護者

《父親》

「育休中等」も含め、「フルタイムで就労」は全体で90.5%となっています。

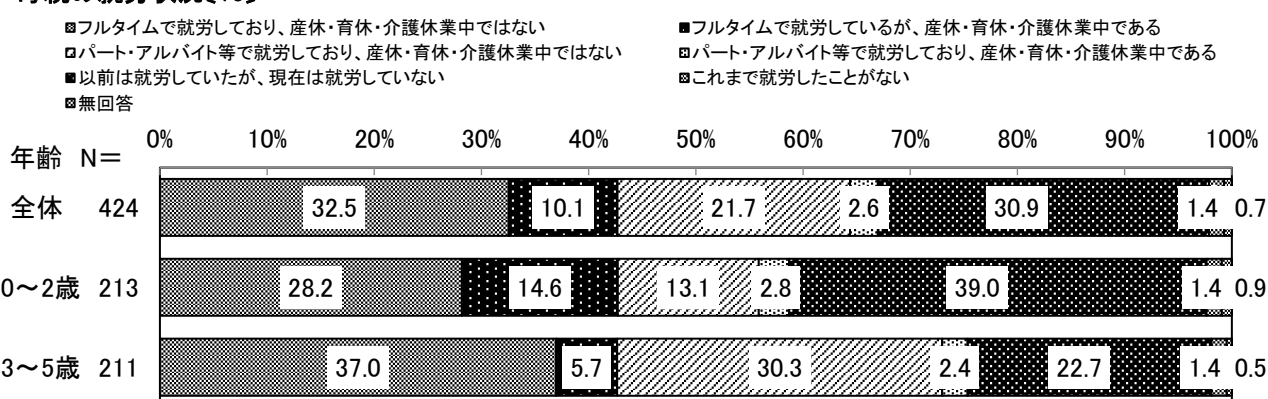
父親の就労状況[%]



《母親》

「育休中等」も含め「フルタイムでの就労」は、全体で42.6%、「パート・アルバイト等で就労」は24.3%となっています。また、「以前就労していて現在就労していない」など「未就労」は32.3%となっています。

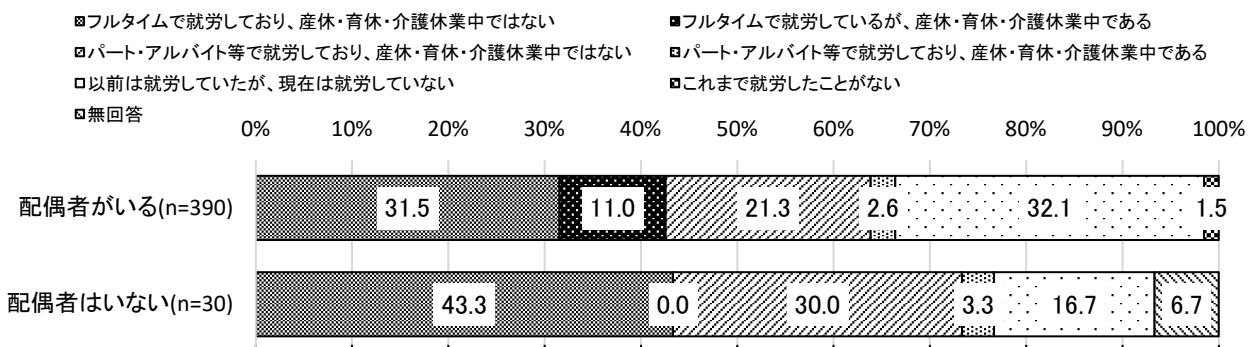
母親の就労状況[%]



《ひとり親世帯》

ひとり親世帯（母親）の就労状況は、「育休中等」も含め「フルタイムでの就労」は43.3%と配偶者がいる世帯の42.5%とあまり差はありませんが、「パート・アルバイト等で就労（育休中等含む）」は、配偶者がいる世帯に比べ、9.4%多くなっています。

母親の就労状況（配偶者有無別）[%]

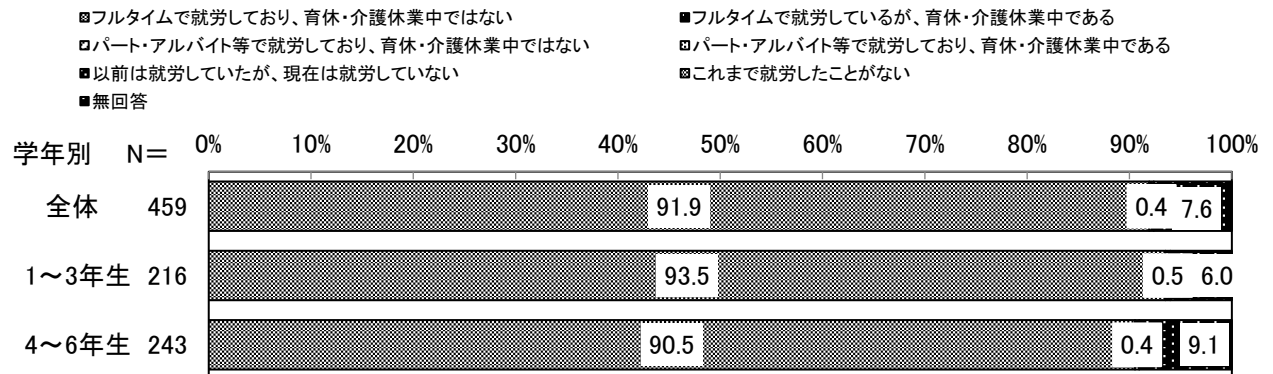


② 小学生保護者

《父親》

「フルタイムで就労」は全体で91.9%、育休等の取得は0%となっています。

父親の就労状況[%]

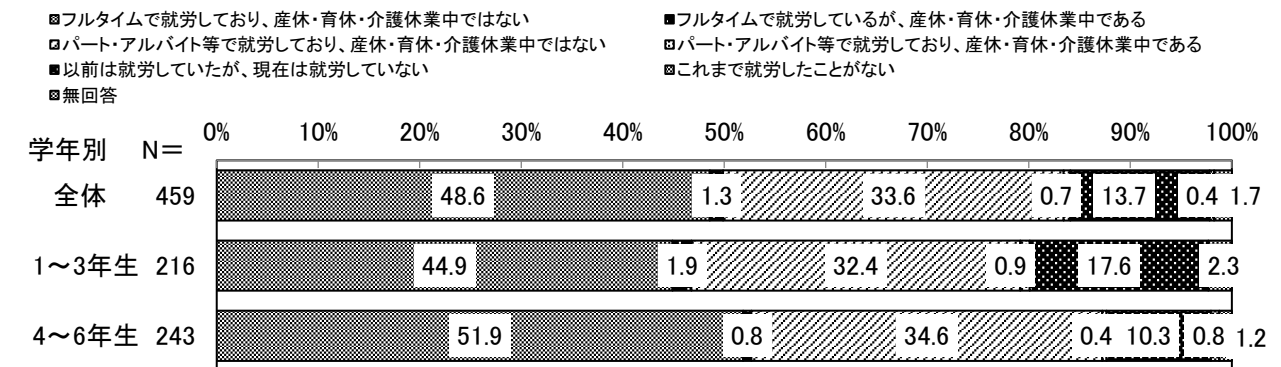


《母親》

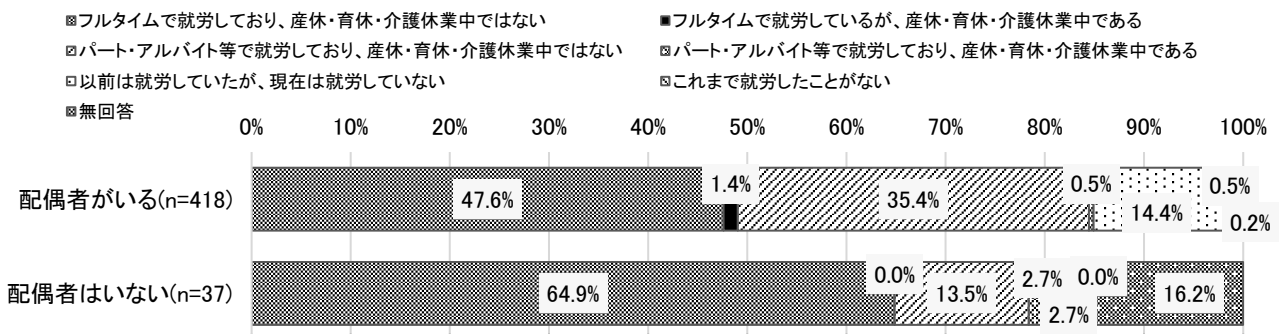
「育休中等」も含め「フルタイムでの就労」は、高学年が52.7%と、低学年より5.9%高く、また、「パート・アルバイト等での就労」まで含めると、高学年は87.7%と低学年に比べ7.6%高くなっています。

また、ひとり親世帯では、全体で「育休中等」も含め「フルタイムでの就労」が64.9%、「パート・アルバイト等での就労」が16.2%となっています。

母親の就労状況[%]



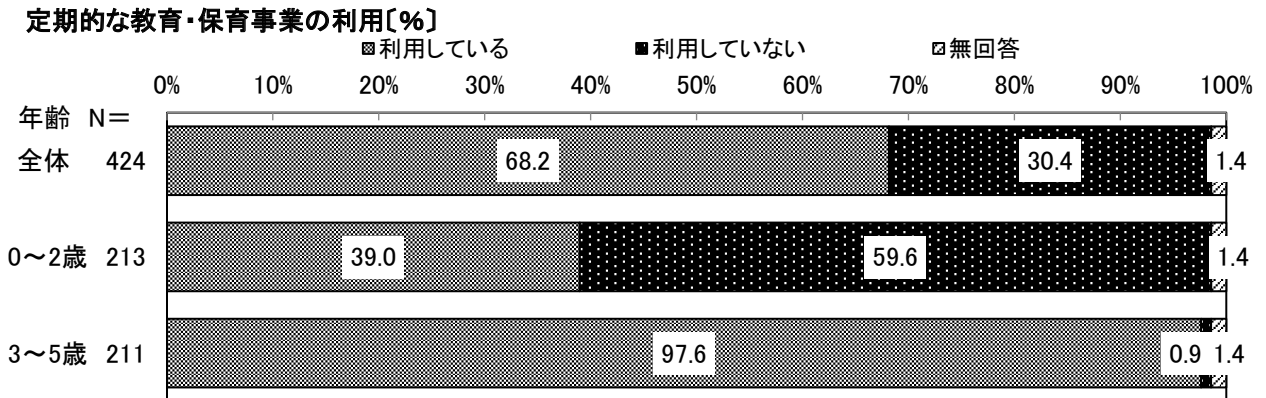
母親の就労状況（配偶者有無別）[%]



(2) 定期的な教育・保育事業の利用状況及び利用希望

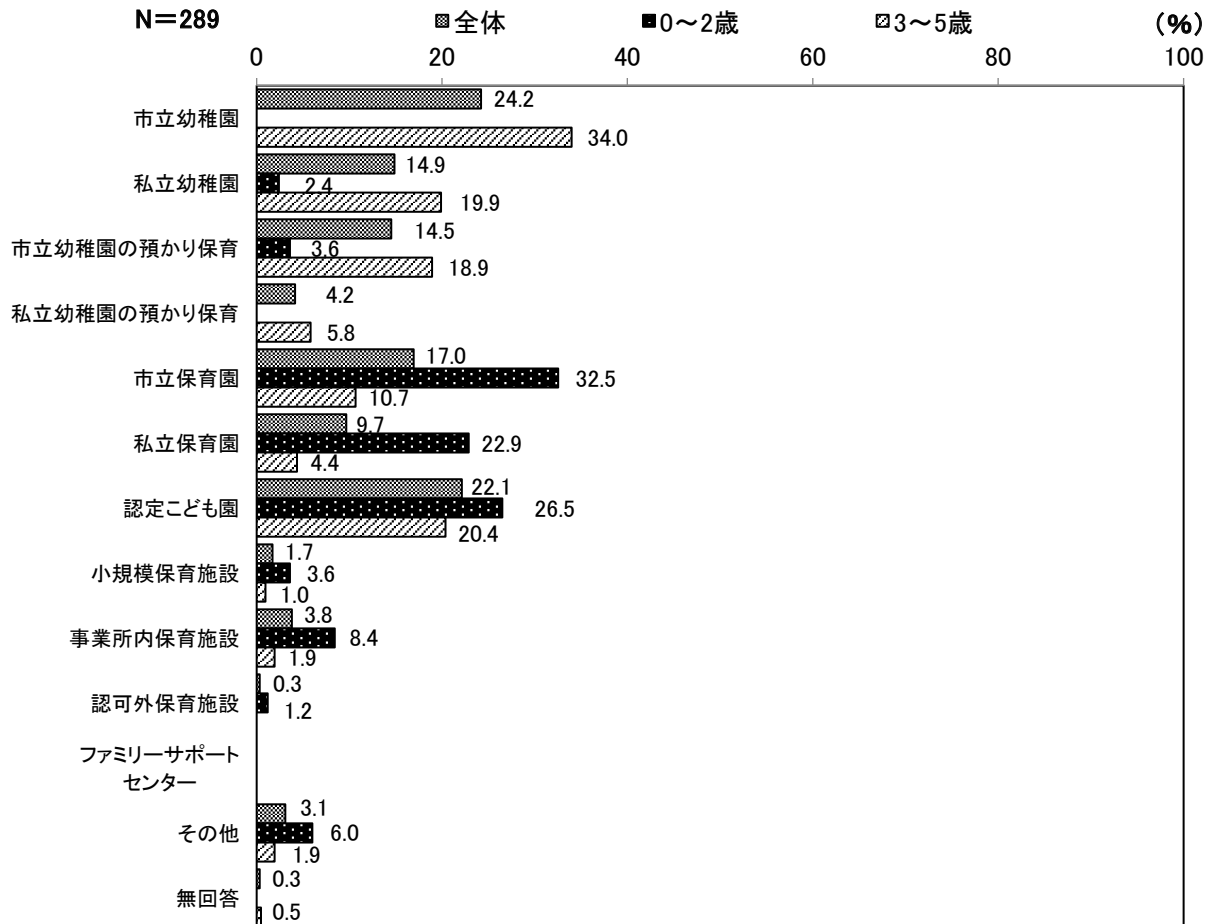
就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用状況は全体で「利用している」が68.2%、「利用していない」が30.4%です。

年齢別では、0～2歳は「利用している」が39.0%ですが、3～5歳は97.6%とほとんどが利用しています。



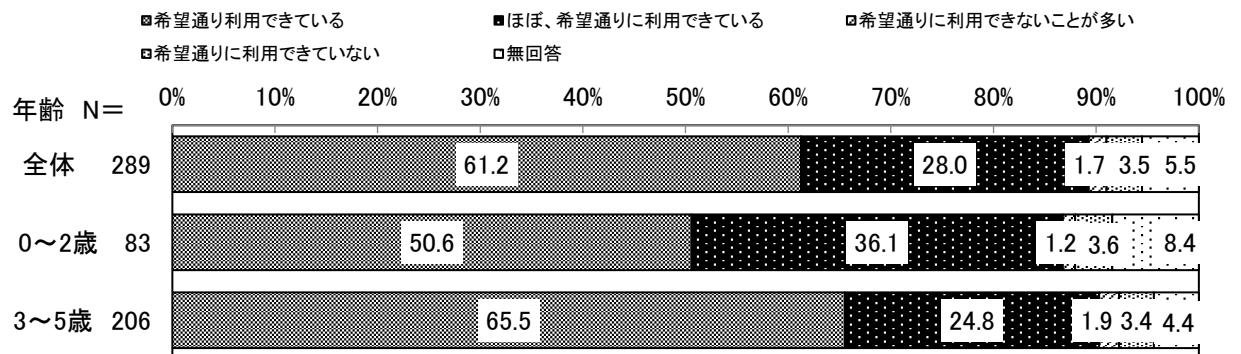
平日に利用している教育・保育事業は、0～2歳では「市立保育園」が32.5%と最も多く、次に「認定こども園」が26.5%となっています。3～5歳では、「市立幼稚園」が34.0%と最も多く、次に「私立幼稚園」が19.9%となっています。

利用者/教育・保育事業[%・複数回答]



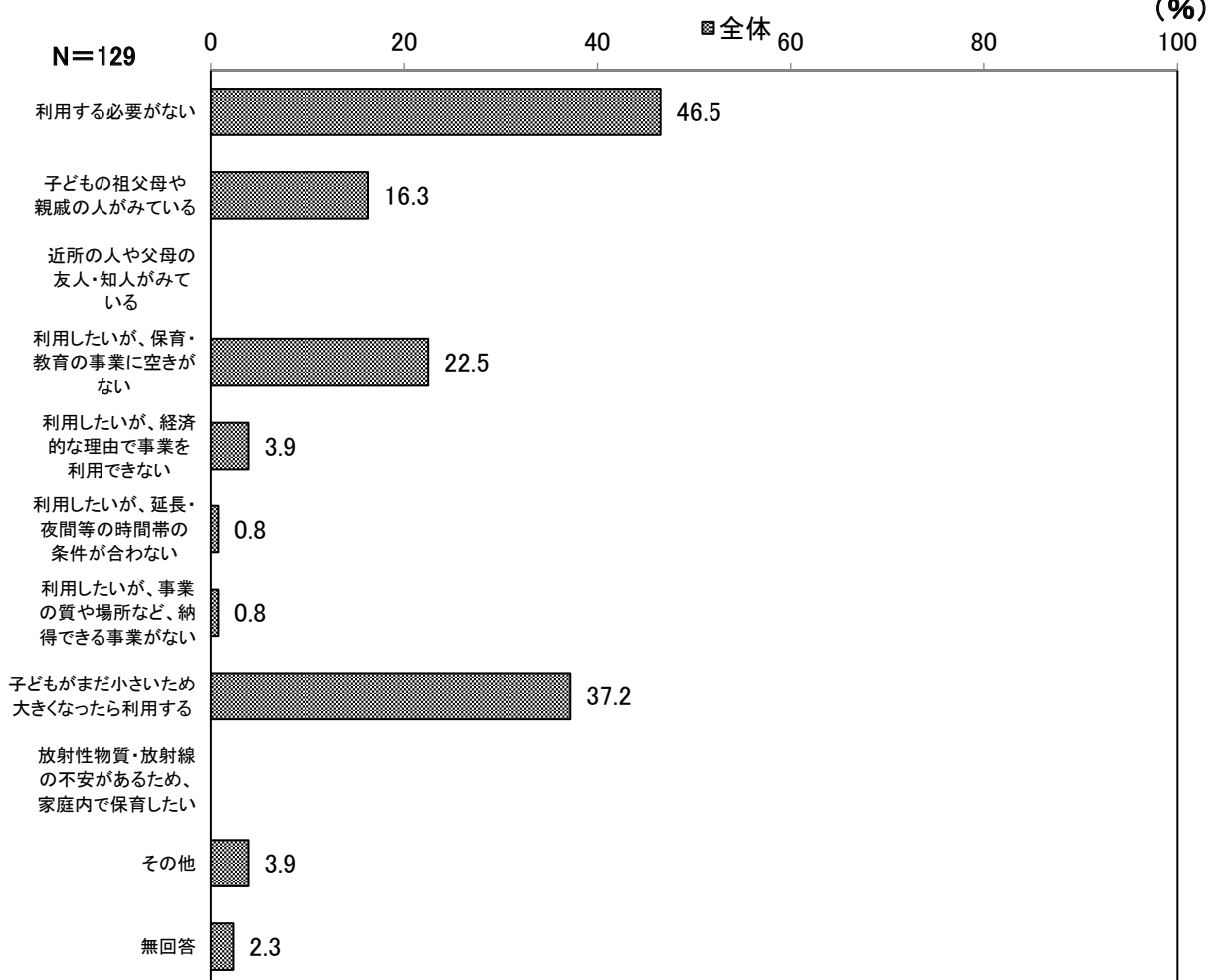
現在、利用している幼稚園・保育園等について「希望通り利用できている」と「ほぼ、希望通り利用できている」を合わせると、0～2歳は86.7%、3～5歳は90.3%となっています。

利用者/希望どおりの利用になっているか[%]



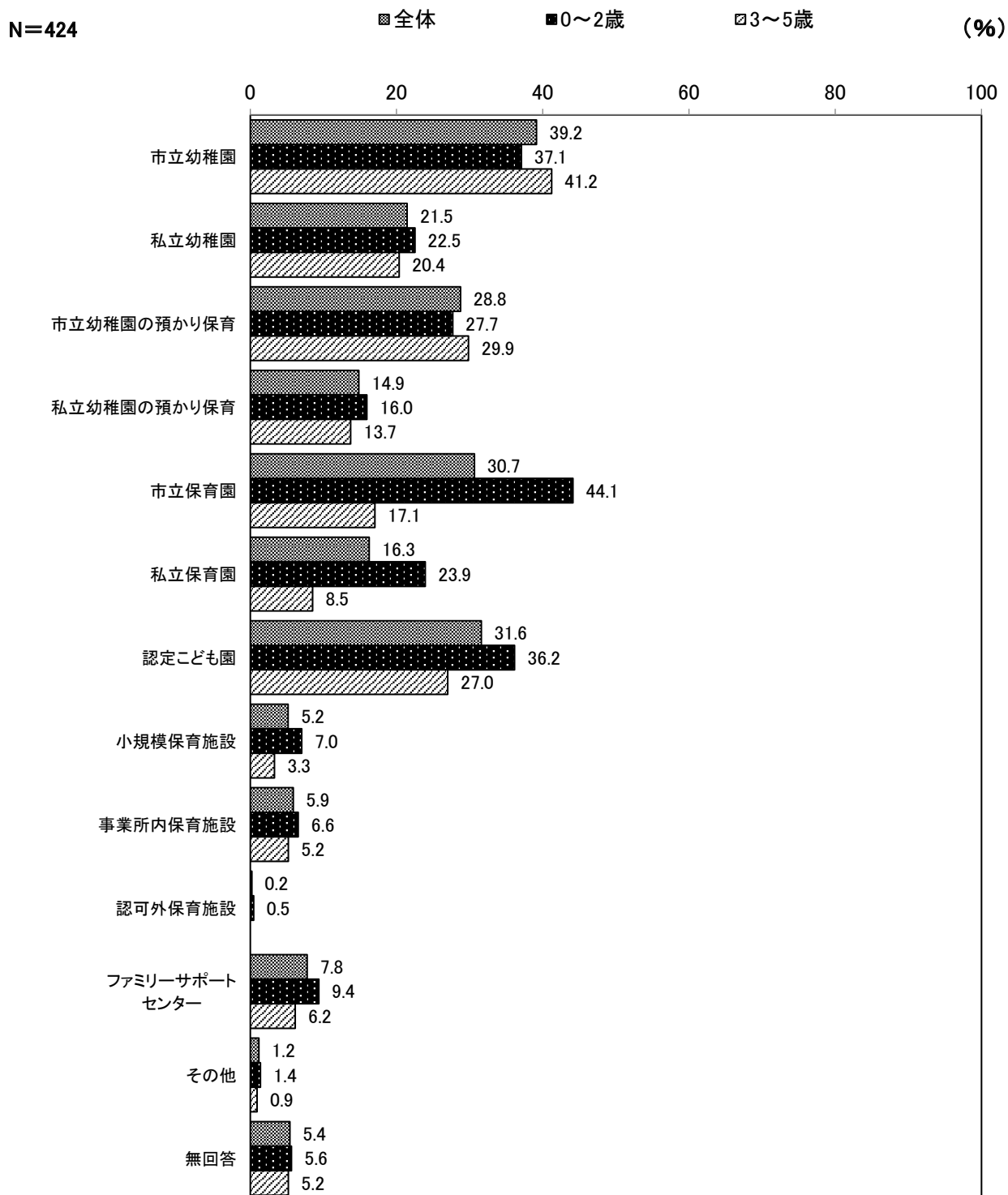
「利用していない」と回答した方は129名で、そのうち0～2歳が127名とほとんどを占めています。利用していない理由については、「利用する必要がない」、「子どもがまだ小さいため、大きくなったら利用する」、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が多くなっています。

未利用者/利用していない理由[%・複数回答]



「定期的に」利用したい教育・保育事業については、全体で「市立幼稚園」、
「認定こども園」、「市立保育園」が多くなっています。

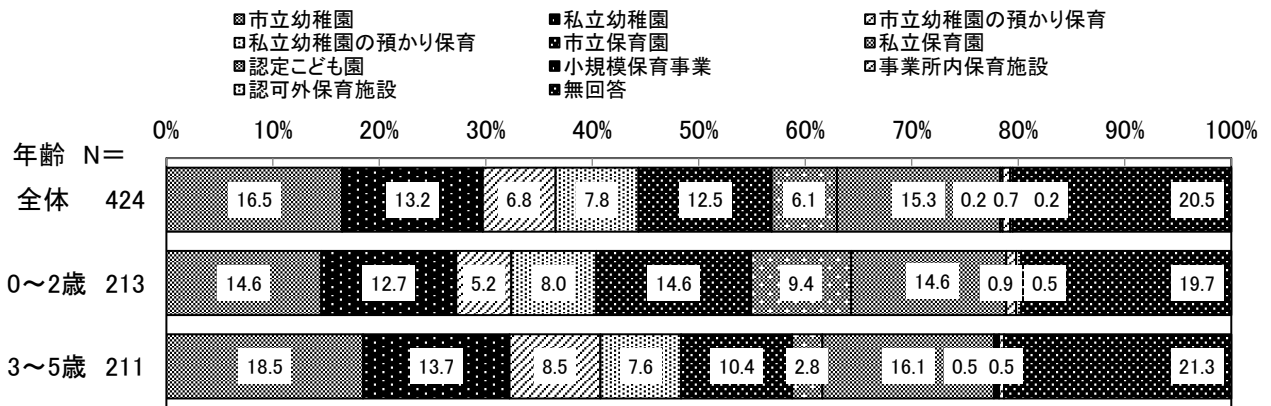
定期的に利用したい教育・保育事業〔%・複数回答〕



(3) 幼児教育・保育無償化の場合の利用希望

主な利用希望は、全体では市立幼稚園（16.5%）、認定こども園（15.3%）、私立幼稚園（13.2%）となっています。0～2歳では、市立幼稚園、市立保育園、認定こども園がそれぞれ14.6%、3～5歳では、市立幼稚園（18.5%）、認定こども園（16.1%）、私立幼稚園（13.7%）となっています。

幼児教育・保育無償化の場合の利用したい事業[%]

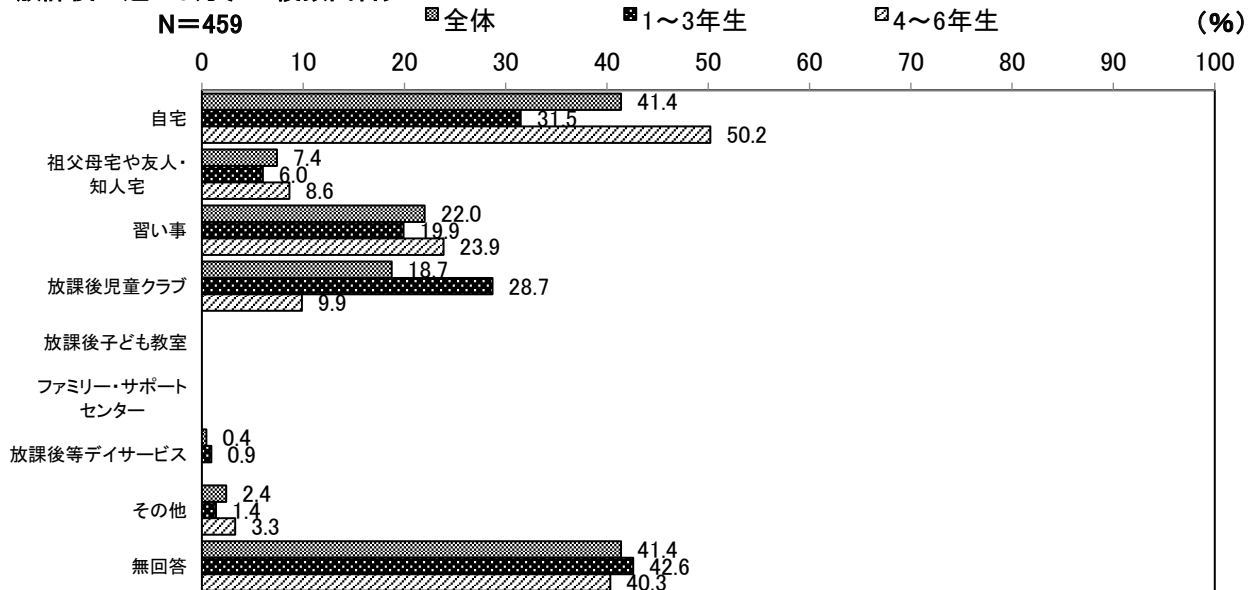


(4) 放課後の過ごし方

小学校4～6年生では、「自宅」が50.2%と最も多く、1～3年生では「自宅」「放課後児童クラブ」がそれぞれ31.5%、28.7%と多くなっています。また、「習い事」がそれぞれ20%前後となっています。

なお、日数については、「放課後児童クラブ」は週5日が低学年・高学年とも最も多く、「習い事」は週1日～3日が大半を占めています。

放課後の過ごし方[%・複数回答]

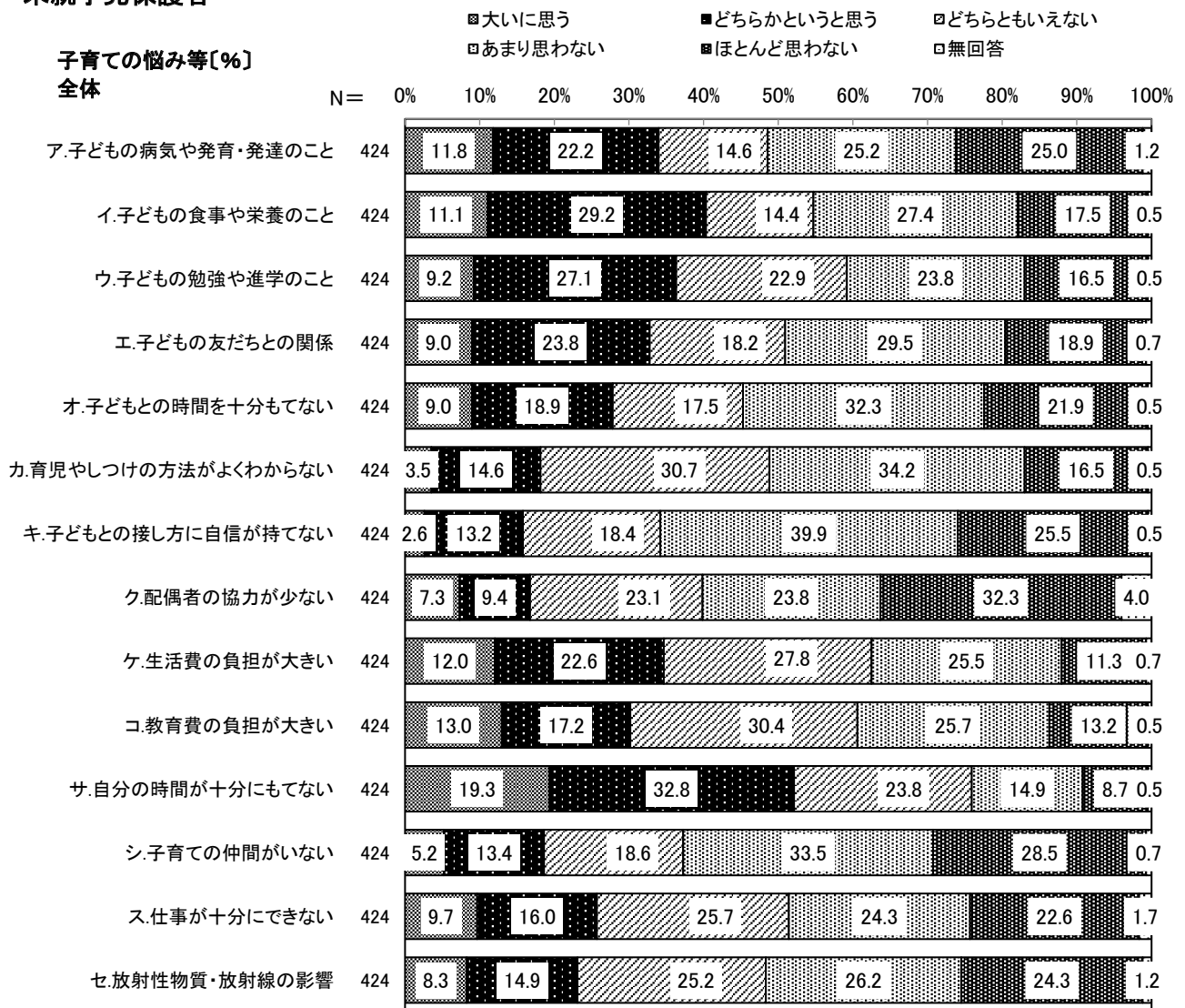


(5) 子育てに関する悩み

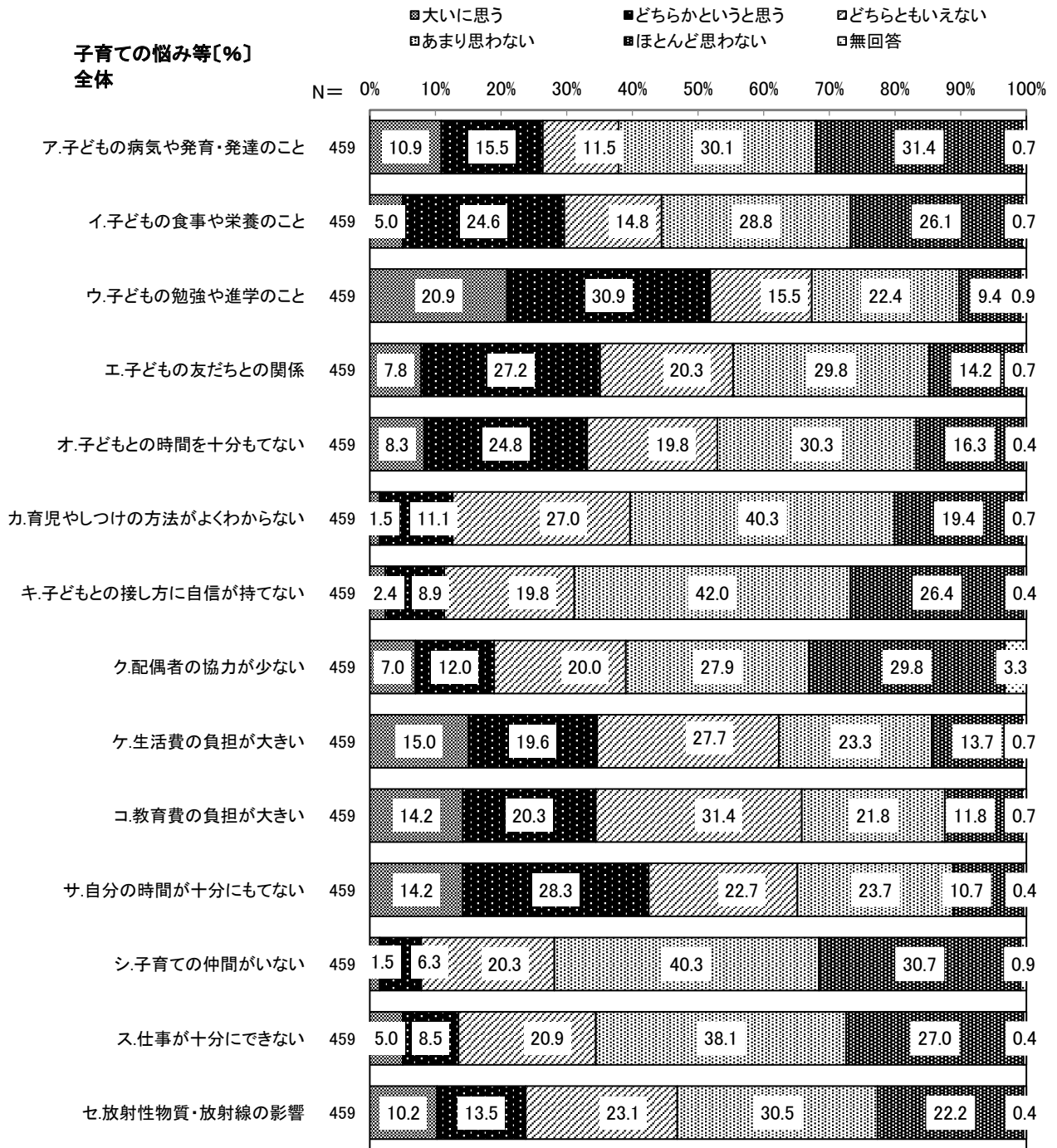
未就学児保護者の、子育てに関する悩みや気にかかることについて「大いに思う」が最も多いのは「自分の時間が十分にもてない」の19.3%で、「どちらかかというと思う」まで含めると52.1%となっています。次いで多いのは「教育費の負担」「生活費の負担」「子どもの病気や発育・発達のこと」でそれぞれ13.0%、12.0%、11.8%となっています。小学生保護者の、悩みや気にかかることについて「大いに思う」が最も多いのは、「子どもの勉強や進学のこと」の20.9%で、「どちらかかというと思う」まで含めると51.8%となっています。次いで多いのは「生活費の負担」「教育費の負担」「自分の時間が十分にもてない」でそれぞれ15.0%、14.2%、14.2%となっています。

なお、「子育てをどのように感じていますか」という問いに対しては、未就学児・小学生ともに、「喜びや楽しみが大きい」と「どちらかかという喜びや楽しみが大きい」の合計が約90%となっています。

未就学児保護者



小学生保護者



6 子ども・子育てに関する課題の整理

計画策定にあたり、ここまでに挙げた各種データから読み取れる子育てに関する課題について次のとおり整理しました。

(1) 少子化・世帯類型変化の影響

本市の人口は、住民基本台帳によると平成23年4月1日現在で64,556人、平成31年では60,832人と減少傾向です。世帯数は、平成23年4月1日現在で、23,442世帯、平成31年では24,481世帯で増加傾向ですが、世帯類型別では、核家族世帯が50%以上を占め、単独世帯は増加傾向、三世帯世帯は減少傾向となっています。

この状況から、子育てに関する経験やノウハウが継承されにくくなっていると考えられるため、親子や子ども同士が触れ合える場や機会、気軽に子育ての問題を相談できる窓口を地域に作っていくことが必要です。

(2) 子育て家庭の就労状況の変化

女性の社会進出、経済面などの理由から、小さな子どものいる世帯においても共働きの割合が高まっています。ニーズ調査によると、未就学児の母親は、育児休業中等を含め42.6%がフルタイムで、パート等まで含めると66.9%が何らかの職に就いており、前回の調査より3.6%増加しています。

このように、今後も子どもが小さい時から共働きとなる世帯の割合が高まると考えられるため、「保育ニーズ」に応じていく事業の枠組みや、子育てに対する事業者・職場での意識改革、ワーク・ライフ・バランスを考慮した就労の仕組みづくりが必要です。

(3) ひとり親世帯の支援の必要性

ニーズ調査によると、ひとり親世帯の母親は、ふたり親世帯の母親に比べ、就労率が10%程度高く、また、就学前の子どもを持つ世帯においては、パート等からフルタイムへの転換希望が70%と高くなっています。このことから経済的不安が大きいものと推察されるため、保育サービスの充実など社会的環境の整備に加え、就労斡旋やスキルアップなど自立へ向けた直接的な支援を行うことが必要です。

(4) 子育てを応援する環境や地域ネットワーク

ニーズ調査によると、「育児やしつけの方法がわからない」などの不安や悩みを感じている人が少なからずいることが明らかになっています。

しかし、近年の三世代世帯の減少や、地域のつながりの希薄化などにより、相談できる相手がおらず、子育ての孤立化につながるケースが問題となっています。そのため、相談窓口の充実や子育て支援情報を的確に届けられる仕組みをつくるとともに、関係機関や地域とのネットワークを強化し、様々な面でサポートする取組みを広げていくことが必要です。

(5) 地域安全に対する不安の増大

社会情勢が複雑になり、子どもが被害にあう事件・事故が増えている状況から、ニーズ調査では「子ども等の安全の確保」の要望が多くなっています。

通学路の歩道の確保・街灯整備や、通学時の見守りなどの地域ぐるみの子どもの安全確保の取組みが求められています。

(6) 健康不安への対応

東日本大震災発生から年数を経て、「放射性物質・放射線の影響が心配」という声は少なくなってきましたが、依然として不安を持っている人もいるため、今後も引き続き正しい情報を周知していくことが必要です。

また、ニーズ調査において「医療機関の充実」に関することが挙げられているなど健康面に対する意見もあることから、地域医療体制の充実が必要です。

(7) 子どもの人権を守る取組

核家族の増加等により身近な相談相手が減ったことや、就労する母親が増えたことなどにより子育ての負担感が増し、親子の愛着形成にも影響を及ぼしています。ニーズ調査でも、未就学児の保護者が思う子育ての悩みとして「自分の時間が十分に持てない（「どちらかというと思う」を含む。）が52.1%と最も多くなっており、育児ストレスを抱えている状況がわかります。

こうした中、家庭環境などを起因とする児童虐待やいじめが大きな社会問題となっています。

これは、児童の心身の健やかな成長を阻害するばかりでなく、命にも関わる重大な問題であることから、予防、早期発見・対応、被害を受けた子どもへの支援といった社会全体での対応が必要です。

また、障がいを持つ子どもにおいても、平等に教育・保育を受ける権利があることから、社会の一層の理解とともに成長過程に即したきめ細やかな支援が必要です。

第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）と基本目標

本市の子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭・地域・企業において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感できるように配慮して推進します。

第2次総合計画では、健康・福祉・医療分野の基本目標としては「いきいきと健やかで明るい笑顔があふれるまち」として、安心して子どもを産み、育てやすい環境作りを推進しています。また、教育・生涯学習分野の基本目標としては「心豊かに学び・ともにふれあい・生きる喜びを実感できるまち」とし、地域が一丸となって、子どもが互いに安心して学ぶことができる教育環境作りをめざしています。

これらのことを踏まえ、市民との協働による子ども・子育て支援が推進されるよう、本計画の基本理念を次の通り掲げます。

■基本理念



「みんなで育てよう、次代を担う白河っ子」

本市の子ども・子育て支援対策の推進にあたっては、上記の基本理念を基調として、次の5つの基本目標を掲げます。

■基本目標

1 ゆとりのなかで安心して子育てのできるまち

子育て支援サービスや保育サービスの充実、相談や情報提供を含めた子育て支援ネットワークの構築、子どもの居場所づくりやさまざまな交流プラン・交流スペースづくり、経済的支援の充実を図り、ゆとりを持って安心して地域で子育てできる環境づくりを支援します。

2 子どもを生み育てることに喜びを実感できるまち

男女の多様な働き方の実現、家庭よりも仕事を優先する働き方の見直し等をはじめ、仕事と子育ての両立が可能になる雇用環境の整備を促進します。

また、次世代の親の育成の観点から、子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発の推進を図ります。

3 安全で快適に子育てができるまち

安全で快適な子育てを支援するため、良好な居住環境の整備促進、安全で安心できる道路など公共施設等の整備・充実を図ります。

また、子どもを交通事故、犯罪等の被害から守るための活動の推進を図ります。

4 子どもが心身ともに健やかで明るく育つまち

乳幼児健診や妊産婦に対する相談支援の充実、地域医療の充実や不妊に対する相談支援を行います。

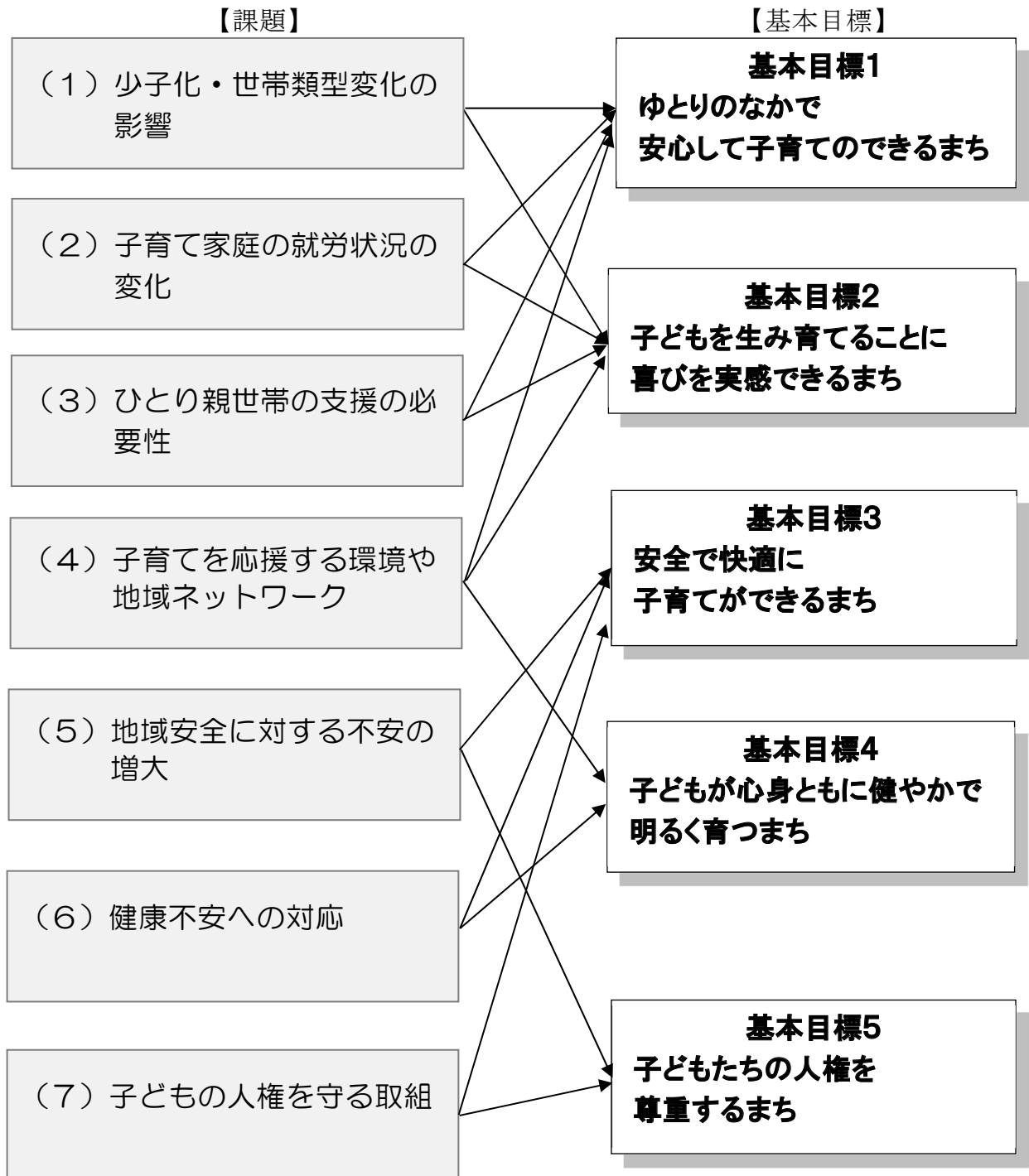
また、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな身体の育成、幼児教育の充実など、生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備や家庭や地域での教育力の向上に向けた取組を行うとともに、食育や、性の知識の普及など思春期対策等の推進を図ります。

5 子どもたちの人権を尊重するまち

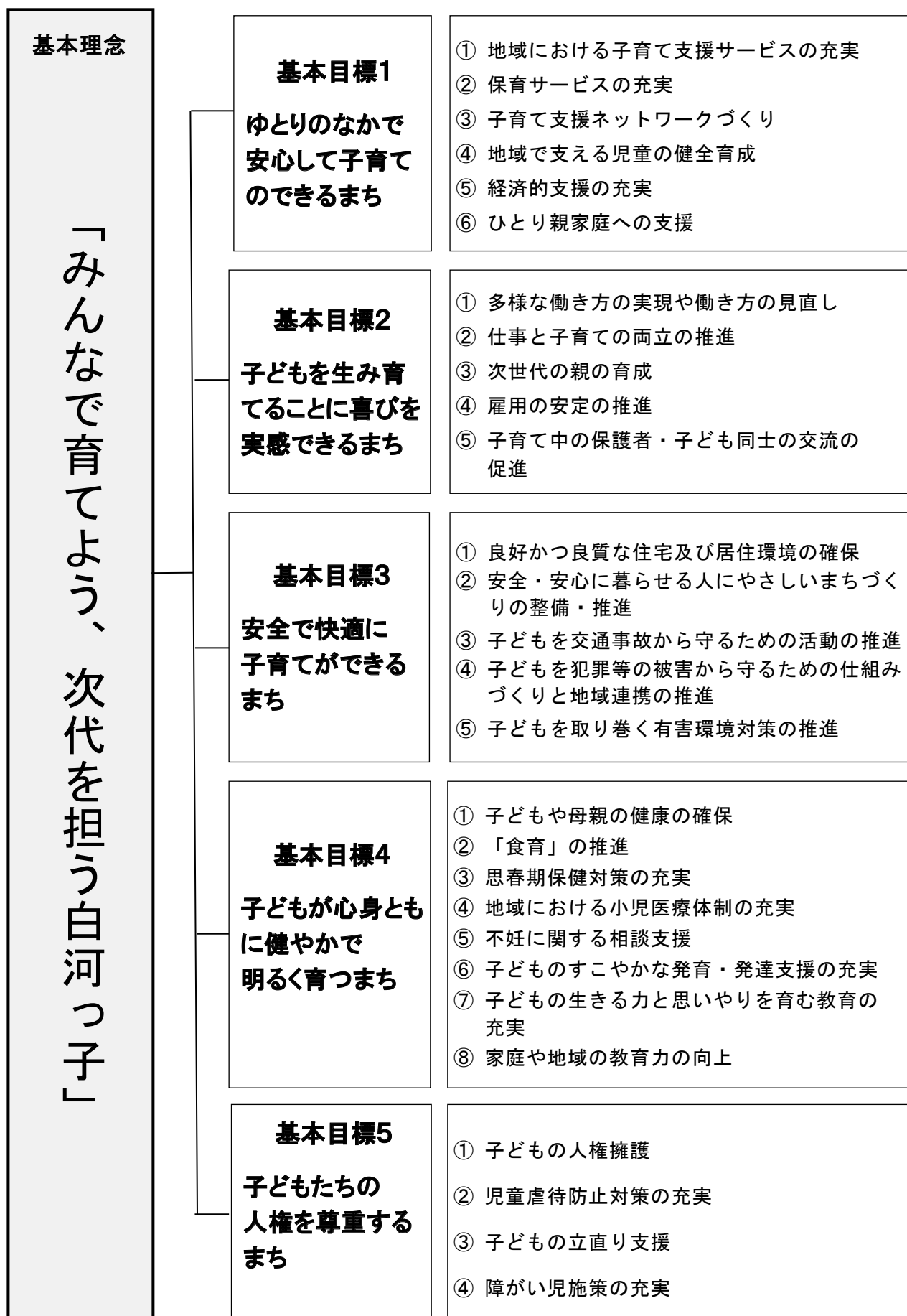
いじめ等を受けた子どもへの支援、児童虐待防止対策の充実、障がい児施策の充実など要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進を図ります。

■基本目標と課題の関係性

基本目標は、基本理念と、子ども・子育てに関して整理した課題から導かれました。子どもと子育て家庭を取り巻く課題は、様々な分野にかかわっており、総合的な視点で取り組んでいくことが重要です。



2 施策の体系



第4章

基本施策



第4章 基本施策

1 ゆとりのなかで安心して子育てのできるまち

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

《現状と課題》

地域における子どもの減少、遊びを通じての仲間同士の交流機会の減少は、子どもの社会性の発達と規範意識の醸成に大きな影響があると考えられます。このため、地域において子どもたちが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進が必要です。

また、地域住民のつながりの希薄化や核家族化の進行等により、母親の子育てについての知識や子育て経験者からのアドバイス機会が不足し、子育てに関する心理的負担や不安感を持つ人が増えていることが指摘されています。

このため、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における子育て支援サービスを充実していくことが重要であり、行政のみならず、NPO、子育てサークル等の市民の自主的な組織、シニア世代や子育て経験者、民間事業者等による地域における様々な子育て支援サービスが展開されることが期待されています。

《基本施策》

次代を担う子どもたちが、地域の中で健やかに育つことができるよう、すべての子育て家庭への支援体制の充実を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
ファミリー・サポート・センター事業	子育てを手伝って欲しい人と手伝ってあげたい人が会員となり、子どもの一時的な預かりや保育園・幼稚園等への送迎などの子育てを支え合う事業を支援します。	継続	こども支援課
放課後児童健全育成事業	市内すべての小学校区で実施している放課後児童クラブの保育環境の整備及び待機児童の解消に努めます。	継続	こども育成課
病児保育事業	病気や病気の回復期にあり就労などにより保育の必要がある児童を施設で預かります。	新規	こども育成課

項目	内容	区分	担当課等
一時預かり保育事業	<p>公立1園私立3園の保育園で一時預かり保育事業を実施しています。</p> <p>また、保護者の利便性を図るため、ファミリー・サポート・センター及びおひさまひろば（地域子育て支援拠点事業）でも保護者の私用等に伴う、短時間の一時預かりを行います。</p>	継続	こども育成課 こども支援課
幼稚園預かり保育事業	<p>公立8園、私立5園の全ての幼稚園で、保護者の希望に応じて通常の保育時間外に、引き続き子どもを預かる「預かり保育事業」を実施しています。核家族化や夫婦共働き家庭の増加などを考慮し、今後も預かり保育内容の充実を図ります。</p>	継続	こども育成課
地域子育て支援拠点事業	<p>乳幼児とその保護者が気軽に集い、語り合い、交流する場を設け、必要に応じて育児相談や子育て情報の提供を行います。</p>	継続	こども支援課
子育て支援・地域活動事業	<p>市内の保育園12園は、毎月1、2回、保育園を開放し、未就園親子を中心に触れあい遊びや育児相談を行います。</p>	継続	こども育成課
家庭児童相談事業	<p>家庭児童相談室では、0歳から18歳までの児童を対象に、家庭環境などによる様々な問題について相談に応じます。</p>	継続	こども支援課
ホームスタート事業	<p>未就学児を持つ引きこもりがちな親を対象に、地域の子育て経験者が定期的に家庭を訪問し、地域社会との関わりを手助けすることで、孤立化や児童虐待の未然防止につなげる活動を支援します。</p>	継続	こども支援課
子どもの居場所づくり支援事業	<p>様々な支援を必要とする子どもたちのために、地域での居場所（こども食堂）をつくり、食事・団らんの場の提供や学習支援を行います。</p>	新規	こども支援課
白河っ子応援事業	<p>保育園・幼稚園の4歳児を対象にすこやか相談会やフォローアップ訪問を開催します。</p>	継続	こども支援課
白河っ子応援センター「ぽっかぽか」	<p>妊娠期から子育て期までの必要な情報を、ホームページ、スマートフォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供します。</p> <p>また、窓口には専門職員を配置し、ワンストップできめ細やかな相談支援を行います。</p>	継続	こども支援課

(2) 保育サービスの充実

《現状と課題》

本市の保育園については、公立保育園 6 園と私立 6 園、小規模保育園 3 園、家庭的保育園 1 園の体制となっています。

平成30年 4 月に、少子化や核家族化、共働き家庭の増加等を背景に様々な課題が顕在化したことを受け、保育所保育指針が改定されました。

各保育園には、この新しい指針に基づき、保育の充実、保護者に対する支援、児童虐待の発生予防及び発生時の迅速かつ的確な対応が求められています。

※小規模保育園… 0～2 歳児を対象として、利用定員が 6 人以上19人以下の少人数の保育を行う施設

※家庭的保育園… 0～2 歳児を対象として、保育者の居宅など家庭的な環境で保育を行う施設（利用定員は 5 人以下）

《基本施策》

利用者の生活実態や多様化するニーズを踏まえて一層の保育サービスの充実を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
通常保育事業	保育指針に基づく適切な保育を提供し、子どもが成長できる環境づくりに努めるなど、一層の保育内容の充実を図ります。	継続	こども育成課 民間事業者等
延長保育事業	労働時間の多様化などによる保護者ニーズに対応するため、延長保育事業を継続していきます。	継続	こども育成課 民間事業者等
障がい児保育事業	障がい児保育指導員が巡回し、障がい児保育に関する調査や指導を行うほか、保護者に対する相談、助言を実施します。	継続	こども育成課 民間事業者等
待機児童の解消	待機児童を解消するため、必要に即した保育士を確保するほか、保護者ニーズに対応した施設整備に努めます。	継続	こども育成課
乳児保育の実施	生後 6 か月から入園できる乳児保育を継続していきます。	継続	こども育成課 民間事業者等
保育の質の向上	職員が適切に子どもの成長を支援できる研修等を開催し、保育の質の向上を推進していきます。	継続	こども育成課 こども支援課 民間事業者等

(3) 子育て支援ネットワークづくり

《現状と課題》

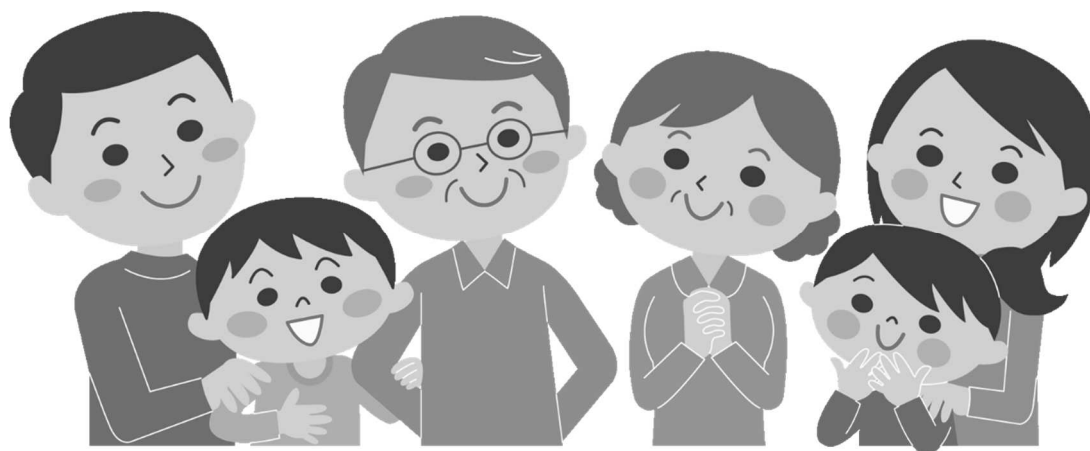
現代社会においては、核家族化等により地域住民のつながりが希薄になってきており、育児の負担感や孤立感が増しています。このため、地域、企業、行政等が連携し、社会全体で子育て支援を進めていくことが必要です。

《基本施策》

地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進するなど、地域連携による子育て支援体制の確立を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
子育て支援のネットワーク	子育て支援サービスの質の向上と、効果的な提供体制を構築するため、庁内関係部所の連携強化を図るとともに、NPO、民間事業者及び様々な地域活動団体と協働し、官民の枠を越えた地域における子育て支援のネットワーク化を促進します。	継続	こども支援課 民間事業者等
子育てに関する意識啓発	地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進めます。	継続	こども支援課



(4) 地域で支える児童の健全育成

《現状と課題》

地域における子どもの減少、遊びを通じての仲間同士の交流機会の減少は、子どもの社会性の発達と規範意識の醸成に大きな影響があると考えられます。このため、地域において子どもたちが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの推進が必要です。

また、少年非行等の問題を抱える子どもの立ち直りや保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、関係機関が連携して地域全体で対処することが必要です。

《基本施策》

地域の子どもたちが、放課後、週末、夏期や冬期の長期休業日等において、自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めるため、保育園、幼稚園、学校、公民館、図書館等の施設の活用や、奉仕・体験活動、スポーツ活動、世代間交流などを通じた青少年健全育成活動の促進を図ります。

小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を確保するため、放課後子ども教室推進事業を推進します。

少年非行等の問題を抱える子どもの立ち直りや保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、家庭、学校、警察等が連携し、地域ぐるみでの支援に取り組みます。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
放課後子ども教室推進事業	小学校3校で実施しており、今後も余裕教室等の活用、活動指導員の確保について検討・対応していきます。	継続	こども育成課
家庭児童相談事業【再掲】	家庭児童相談室では、0歳から18歳までの児童を対象に、家庭環境などによる様々な問題について相談に応じます。	継続	こども支援課
生徒指導に関する学校支援	小中学校全23校で実施しています。校内研修等に市教委指導主事やスクールカウンセラーを活用して支援の充実を図ります。	継続	学校教育課
スクールカウンセラー配置事業	小中学校全23校にスクールカウンセラーを配置して、児童生徒や保護者の悩み、不安を受け止めて相談に当たります。	継続	学校教育課
適応指導教室の開設	「さわやか教室」を心の居場所として機能させ、小集団活動によりコミュニケーション能力を育みます。また、学校や保護者との連携を密にし、本人の興味や意欲を踏まえて、学校復帰が図られるようにします。	継続	学校教育課

項目	内容	区分	担当課等
人権教育の推進	全小中学校で教育活動全体を通じて人権に関する指導を実施しています。人権擁護委員等、関係機関と連携した指導、啓発を行います。	継続	学校教育課
キッズシアターの開催	創造的で情緒豊かな児童育成の一助として、キッズシアター（演劇教室）を開催します。	継続	生涯学習スポーツ課
白河市青少年育成市民会議への支援	白河市青少年健全育成推進大会を主催するとともに、健全育成協賛金の募金活動や様々な活動を行っている地域青少年育成市民会議への支援を行います。	継続	生涯学習スポーツ課
白河市少年センター事業	少年補導員による補導活動や育成環境の浄化活動等を行うほか、関係機関との連携を深め、青少年の非行防止と健全な育成を図ります。	継続	生涯学習スポーツ課
白河市少年補導員連絡協議会への支援	少年補導員の資質の向上を図るため、研修会を開催するほか、警察署と合同で補導活動を行うことにより、補導技術の修得を図るなどの支援に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課
公民館活動の推進	小学生や親子を対象とした教室を開催し、様々な体験を通して児童の健やかな心身の発達と子育て支援の活動を展開します。	継続	中央公民館
歴史民俗資料館活動の推進	歴史民俗資料館は白河地方の通史を詳しく学べる施設を、小峰城歴史館は小峰城の歴史や歴代城主を紹介するとともに、特別企画展も開催する施設を目指します。今後も特別企画展や平常展示の資料を定期的に入れ替え、様々な文化財や収蔵資料等の活用、PRを行っていきます。	継続	文化財課
屋内遊具施設の設置	アナビススポーツプラザ内に設置した遊び場の利用を促進し、親子のストレス解消と子どもの心身の健全育成を図ります。また、中心市街地市民交流センター（マイタウン白河）内に整備した、木育と知育をコンセプトとした屋内遊び場「わんぱく」により、子どもたちの健康の増進及び健やかな心の発達を育みます。	拡充	生涯学習スポーツ課 まちづくり推進課
芸術文化活動の推進	白河文化交流館「コミネス」を拠点に、芸術文化に関するワークショップやアウトリーチなど、参加体験型の事業を積極的に行い、小さいうちから気軽に芸術文化に触れ親しめる機会の拡充を図ります。	継続	文化振興課

(5) 経済的支援の充実

《現状と課題》

家庭が望む理想の子どもの数と、実際の子どもの数には、差異がみられます。主な要因として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ことが挙げられることから、経済的支援策を充実し、子育ての負担感の軽減に努めることが必要です。

《基本施策》

子どもを持ちたいという親の希望を十分かなえられるように、子育て家庭に対する経済的支援の充実を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
保育料の無償化	3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちの利用料を無償化します。	新規	こども育成課
児童手当の支給	次代を担う子どもの健やかな成長を支援するため、中学校終了までの子どもを養育している方に手当を支給します。	継続	こども支援課
こども医療費助成事業	児童の健全な育成と更なる福祉の増進を図るため、18歳までの入院・外来に係る医療費の保険診療分一部負担金を助成します。	継続	こども支援課
白河っ子すくすく赤ちゃんクーポン券支給事業	子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、3万円分のクーポン券を0歳児と1歳児に交付し、安心して子育てができる環境を整備します。	新規	こども支援課
就学援助事業	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品等の必要な経費の一部を援助します。	継続	学校教育課
奨学資金貸与事業 入学一時金貸与事業	経済的な理由により修学が困難と認められる生徒・学生に対する奨学資金の貸与と、保護者に対する入学一時金の貸与により経済的支援を行います。	継続	教育総務課

(6) ひとり親家庭への支援

《現状と課題》

離婚の増加等によりひとり親家庭が増えています。特に、母子家庭においては、フルタイム就労が難しいことなどにより、経済的不安が大きくなっています。これを踏まえ、就業支援や医療費助成などの経済的支援策について、総合的な対策を実施していく必要があります。

《基本施策》

ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るために、自立・就業の支援を主眼に、子育てや生活支援、経済的支援等、総合的な対策を推進します。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
ひとり親家庭ジョブサポート事業	ひとり親家庭の親に対して生活の安定と自立のために寄り添う「就業支援専門員」を配置し就業支援体制を確保します。	新規	こども支援課
児童扶養手当の支給	児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。	継続	こども支援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉の増進を図るため、目的に応じて、原則無利子で資金を貸し付けます。	継続	こども支援課 福島県
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の健康と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	継続	こども支援課
ひとり親家庭キャリアアップ応援給付事業	ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の資格を取得するため、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	新規	こども支援課
ひとり親家庭キャリアアップ応援貸付事業	資格取得のために養成機関で修業中のひとり親家庭の親に対し、生活費月5万円(子どもの人数による加算有り)を貸し付けるとともに、修業終了後、一定の条件を満たした場合にはその返還を免除し、経済的自立を支援します。	新規	こども支援課
ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が経済的自立を図るために、対象講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部を助成します。	継続	こども支援課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は子どもが、就職・転職によって、自立や生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格を目指す講座を受講する場合に、その受講費用の一部を助成します。	継続	こども支援課

2 子どもを生き育てることに喜びを実感できるまち

(1) 多様な働き方の実現や働き方の見直し

《現状と課題》

社会構造の変化により雇用条件や雇用環境が多様化しているなか、雇用の形態に関わらず安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが求められています。そのため、仕事と生活の両立の推進について、市民や企業への意識啓発・周知等が求められています。

《基本施策》

「仕事の質」と「生活の質」の両方を高めながら働き続けられる就労環境の整備を促進します。また、多様な働き方の実現や男性を含めた働き方の見直しを促進するため、労働者、事業主、地域住民等の意識の醸成を図るための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら推進します。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
性別役割分担意識の見直し	性別役割分担意識等を解消するための各種研修会への参加を促進し、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進め、性差のない職場づくりやワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課 商工課
一般事業主行動計画策定の推進	次世代育成支援対策推進法では、事業主に対して、一般事業主行動計画の策定に努めることとしています。これを踏まえ、市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、関係機関を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行います。	継続	こども支援課 関係各課
国、県及び関係団体（農業団体、商工団体等）との連携	多様な働き方の実現や男性を含めた働き方の見直しを促進するため、労働者、事業主、地域住民等の意識の醸成を図るための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら推進します。	継続	関係各課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

《現状と課題》

保育サービス等の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進することが必要です。

《基本施策》

男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう、多様な保育サービスの実施・充実を図るとともに、働き続けられる環境整備の推進に努めます。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等に関して、機関誌等を通じて企業・事業主等への啓発に努めるとともに、市民に対する広報を行います。	継続	生涯学習スポーツ課 商工課
家庭生活での男女の相互協力の促進	出前講座のカリキュラムの充実を図り、家庭生活での男女共同参画について、啓発と理解を深める機会の提供を図ります。	継続	生涯学習スポーツ課
国、県及び関係団体等との連携	今後も国、県及び地域における関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について推進します。	継続	関係各課



(3) 次世代の親の育成

《現状と課題》

子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるように、幼少期から、子どもや家庭の大切さを啓蒙していくことが必要です。

《基本施策》

男女が協力して家庭を築くこと、子育ての楽しさや子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野で連携して取り組みます。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
家庭における男女平等教育の推進	家庭における男女平等教育の充実を図り、男女共同参画についての啓発と理解を深める機会の提供を図ります。	継続	生涯学習スポーツ課
学校における男女平等教育の推進	学校の教育活動全体を通じて実施し、自他の尊重や自尊心を高めることを目標に、今後も指導に力を入れます。	継続	学校教育課
地域における男女平等教育の推進	出前講座等を通して、広く市民に地域における男女平等(男女共同参画)について周知を図ります。	継続	生涯学習スポーツ課

(4) 雇用の安定の推進

《現状と課題》

若者世代が安心して出産・子育てするためには、経済面の不安を軽減するための雇用の確保が重要です。

このため、年齢や性別による差別をされることなく、能力を発揮しながら充実した職業生活を送ることが出来る環境を整備することが求められています。

《基本施策》

関係機関との連携により、就業機会の拡充や職能訓練を補助して、自立支援を促進すると共に、労働者や事業主、地域住民に向けた差異のない環境の整備、多様な働き方の実現を推進していきます。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
性別役割分担意識の見直し【再掲】	性別役割分担意識等を解消するための各種研修会への参加を促進し、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進め、性差のない職場づくりやワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課 商工課
国、県及び関係団体（農業団体、商工団体等）との連携【再掲】	多様な働き方の実現や男性を含めた働き方の見直しを促進するため、労働者、事業主、地域住民等の意識の醸成を図るための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら推進します。	継続	関係各課

(5) 子育て中の保護者・子ども同士の交流の促進

《現状と課題》

生活様式の変化や核家族化の進展により、地域とのつながりが希薄化していることから、子育てを行う保護者や子ども同士が交流する機会が減ってきています。このことから育児の孤立化を危惧する声も高まっています。

《基本施策》

親同士の情報交換や仲間づくりを支援する各種教室を開催するとともに、相談できる場所の提供をします。また親同士が交流する場を運営する団体等に支援をしていきます。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
育児支援事業	育児に関する情報提供や教室を開催し、母親同士の仲間づくり、栄養や育児の相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう子育てを支援します。	継続	こども支援課
子育てサロン推進事業	子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用の一部を助成します。	継続	こども支援課



3 安全で快適に子育てができるまち

(1) 良好かつ良質な住宅及び居住環境の確保

《現状と課題》

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け住宅の供給を支援するなどの取組を進める必要があります。

公園や道路の整備など子どもが安心してのびのびと生活できる環境づくりが求められています。

《基本施策》

良好な市街地の整備を推進するとともに、適正な宅地開発の誘導を図り、良好な宅地の供給に努めます。

また、既設市営住宅の改善や維持保全を推進し、居住水準の高い、機能の充実した市営住宅のストックに努めるとともに、安全で安心して遊ぶことのできるよう、史跡を生かした公園をはじめ、住区基幹公園の整備を推進します。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
市街地の整備	既存の都市基盤を有効に活用しながら、生活者の視点に立った安心して暮らしやすい市街地の整備を推進します。	継続	都市計画課 建築住宅課
宅地開発の誘導	自然環境との調和や景観等に配慮した秩序ある市街地を形成するため、適正な宅地開発の誘導を図ります。	継続	都市計画課 建築住宅課
公営住宅の整備	安全確保や居住性の向上を図る整備を行い、長寿命化を図ることで、居住水準の高い、機能の充実した市営住宅のストックに努めます。	継続	建築住宅課
人にやさしいまちづくりの推進	すべての市民が安全かつ快適に暮らすことができるよう各種施設や交通機関の整備を民間事業者などの協力により計画的に推進します。	継続	関係各課
居住環境の整備	既存市街地内の狭い道路や歩道の整備に努めるほか、住民の合意に基づく建築協定や緑地協定の有効活用を図り、安全で安心して暮らせる質の高い居住環境の創出に努めます。	継続	都市計画課 道路河川課 建築住宅課

項目	内容	区分	担当課等
公園の整備充実	子どもたちの日常的な遊び場となる魅力ある公園や城山公園及び南湖公園などの史跡を活かした公園の整備充実に努めるとともに、日常的に安心して利用できるよう適切な維持管理を行います。	継続	都市計画課 文化財課
公園緑地の保全	市民が日常的に集う公園や緑地などを良好な状態で市民に提供するには、ボランティア等市民の協力も必要なことから、新たなボランティア等支援組織の発掘及び育成とともに、併せて環境の充実に努めます。	継続	都市計画課
歴史と自然を活かした魅力ある景観形成	条例や景観計画、景観形成ガイドラインに基づき適切な景観規制誘導を図ります。また、歴史的風致形成建造物の保存修景や、景観に配慮した建築物等の整備について、補助制度の有効な活用を促し、良好な景観形成を図ります。	継続	都市計画課 まちづくり推進課



(2) 安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくりの整備・推進

《現状と課題》

子育て家庭が安全・安心に外出することができるよう、公共施設のバリアフリー化や道路交通環境の整備を進める必要があります。

また、今後、核家族化の進行に伴い、高齢者世帯や留守家庭が増加するなど、街全体の安全防犯体制の確保が不十分になる恐れがあることから、地域の防犯組織の育成と防犯意識の高揚を図る必要があります。さらには、市民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚に努め、安全に安心して生活することのできるまちづくりを進めます。

《基本施策》

公共施設のバリアフリー化や道路交通環境の整備に努めます。

また、地域防犯組織の育成を図るとともに、市民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚に努め、安全に安心して生活できるまちづくりを進めます。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設建設・改修などにおいて、今後も引き続きバリアフリー化を図ります。	継続	建築住宅課
生活道路の整備	老朽化の激しい路線や舗装等の必要な道路については、全体的な生活関連道路網への影響を考慮しながら整備を図ります。	継続	道路河川課
歩行者用道路の整備	歩行系ネットワークの確立と歩行者の安全確保のため整備を継続します。	継続	都市計画課 道路河川課
交通安全施設の整備	交通事故が発生しやすい場所については、道路改良工事等により整備を図っていきます。信号機やカーブミラーなどの設置については、今後とも関係機関と協議を進め実施します。	継続	道路河川課 生活防災課
総合交通規制の充実	地域の実態に即した交通規制について、関係機関と協議を進め実施します。	継続	生活防災課
地域防犯組織の充実	地域の防犯組織の育成・強化を図るとともに、活動を支援します。	継続	生活防災課
防犯意識の啓発	市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るため、広報誌等による普及・啓発に努めます。	継続	生活防災課
街路灯の設置	犯罪を未然に防止し、安全な環境を創出するため、街路灯の計画的な設置や適正な管理に努めます。	継続	道路河川課
交通安全意識の啓発	市内小学生による交通安全鼓笛パレードや交通安全ポスター・標語コンクールを実施し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。	継続	生活防災課

(3) 子どもを交通事故から守るための活動の推進

《現状と課題》

子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、幼稚園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

《基本施策》

子どもを交通事故から守るため、関係機関と連携して学校や地域における交通安全教室の開催や指導体制の充実、交通安全意識の啓発に努めます。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
交通安全の推進	交通安全は、一人ひとりがその大切さに「気付く」ことが重要です。その「気付き」のきっかけ作りとして、各交通安全運動を中心に、啓発活動を継続して実施します。	継続	生活防災課
	今後も交通安全に関するルールの周知や交通安全教室を全小中学校及び幼稚園等で開催することにより、親子で交通安全を考える機会をつくります。	継続	学校教育課 こども育成課
教員の指導力の向上等	地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育にあたる教員の指導力の向上及び地域における指導者の育成に努めます。 また、見守り隊、交通安全指導員とともに交通安全に関する指導の機会に参加をします。	継続	学校教育課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び使用方法について普及啓発活動を幼稚園等にて展開します。	継続	生活防災課 こども育成課
通学路の合同点検事業	通学路の安全確保に向けた取組を行うために、「白河市通学路交通安全プログラム」により、関係機関が連携し合同で点検する機会を設け、問題点の解決に努めます。	継続	学校教育課 道路河川課 生活防災課

(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための仕組みづくりと地域連携の推進

《現状と課題》

子どもを犯罪等の被害から守るため、家庭・学校・地域が協力して各種施策の推進を図ることが必要です。

《基本施策》

子どもを犯罪等の被害から守るため、住民の自主防犯活動の促進を図るとともに、関係機関との連携を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
自主防犯活動の促進	住民の自主防犯活動を促進するため、少年補導員等と犯罪等に関する情報の共有に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課 学校教育課 生活防災課
関係機関・団体との情報交換	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体と不審者情報等の速やかな情報共有に努めます。	継続	学校教育課 生涯学習スポーツ課 生活防災課
パトロール活動の推進	P T A等の学校関係者や防犯ボランティア等の地域団体、関係機関と連携し、学校付近や通学路等においてパトロール活動を実施します。	継続	生涯学習スポーツ課 学校教育課 生活防災課
防犯講習の実施	子どもが犯罪等に遭わないようにするための防犯教室を継続して実施します。	継続	生活防災課 生涯学習スポーツ課 学校教育課
「ひなんの家」等防犯ボランティア活動の支援	子どもが危険を感じた時や困ったことが起きた時の緊急避難場所である「ひなんの家」へのさらなる協力を依頼するとともに、視認性を高めるために古いステッカーの更新に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

《現状と課題》

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌等が販売されていることに加え、インターネットをはじめとしたメディア上の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されています。このため、関係機関、学校、家庭、地域が連携して有害環境対策を進めていくことが必要です。

《基本施策》

子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図るため、関係機関、学校、家庭、地域の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めます。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
子どもや保護者に対する教育・啓発の推進	保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校それぞれのPTAが、メディアコントロールの推進に重点的に取り組んでおり、今後さらにメディアコントロール活動の普及・拡大に向けて取組の強化に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課 学校教育課 こども育成課
社会を明るくする運動街頭啓発活動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深めるため、街頭啓発等の活動を行い、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域社会の実現を目指します。	継続	生涯学習スポーツ課
環境浄化活動の促進	青少年の健全育成に好ましい環境の実現に向けて、有害環境の排除・浄化に努めます。	継続	生涯学習スポーツ課

4 子どもが心身ともに健やかに育つまち

(1) 子どもや母親の健康の確保

《現状と課題》

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん訪問などの健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要です。また、安全な妊娠・出産に向け、妊婦はもとより家族全員で好ましい生活習慣に気を配ることが必要です。

《基本施策》

本市の健康づくりの指針である「第2次いきいき健康しらかわ21」の趣旨を踏まえ、子どもが心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して子育てができる体制の整備を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
母子健康手帳の交付	妊娠、出産、子どもの成長記録としてすべての親子が活用できるよう、母子健康手帳を交付します。交付に際しては、母子健康手帳や妊産婦健康診査受診票の使い方の説明、市保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導等を行います。	継続	こども支援課
父子健康手帳の交付	父親の育児参加を促すため、育児に関する基本や子どものこころと体の発達等が記載されている父子健康手帳を、母子健康手帳とあわせて交付します。	継続	こども支援課
妊産婦健康診査	妊娠、出産後の母体の健康状態を診査するため、妊娠中15回、産後1回分の受診票を母子健康手帳交付時に配付します。また里帰り出産など県外で妊産婦健康診査を受ける方に対し、費用を助成します。	継続	こども支援課
新生児聴覚検査	聴覚障害の早期発見、早期療育を図るため、検査にかかる費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図ります。	継続	こども支援課
産後ケア事業	出産後の、心身ともに不安定になりやすい時期に、産婦と乳児の健康管理及び保健指導を行う産後ケアサービス（宿泊ケア・日帰りケア）を提供することにより、自信を持って育児が行えるように支援します。	継続	こども支援課
乳幼児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。	継続	こども支援課

項目	内容	区分	担当課等
養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業実施後、引き続き養育支援が必要な家庭を訪問し、相談、助言、指導を行います。	継続	こども支援課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、治療のために、4か月児、1歳児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査及び2歳児歯科健康診査を行います。また、事後対策としては、要継続支援児を把握し、適切なフォローを行うとともに、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧めます。	継続	こども支援課
乳幼児家庭訪問	育児不安がある親や各種健診、相談後に継続支援が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問指導を行います。また、乳幼児健診の未受診児に対し親等へ健診の必要性について理解を促し、受診を勧めます。	継続	こども支援課
予防接種事業	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童生徒を対象に予防接種を実施します。 定期予防接種に加え、任意接種への費用を助成します。また、先天性風しん症候群の発生の予防のため、妊娠を希望する女性やその配偶者を対象に風しん抗体検査及び予防接種の費用を助成します。	継続	健康増進課
口腔の健康管理	フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口事業や歯科衛生士の活用を図り、口腔の健康管理に理解を深め実践につなげます。	継続	こども支援課 こども育成課 学校教育課
育児支援事業 【再掲】	育児に関する情報提供や教室を開催し、母親同士の仲間づくり、栄養や育児の相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう子育てを支援します。	継続	こども支援課
母と子の健康づくり 行事予定表の作成	住民へ分かりやすく母子保健事業関係の情報提供を行うため、母子保健事業の年間計画などを掲載した母と子の健康づくり行事予定表を作成し、配布します。	継続	こども支援課
子育てサロン推進事業 【再掲】	子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用の一部を助成します。	継続	こども支援課
子育てスキルアップ事業	子育てに大切な基本的な生活リズムや愛着形成の促進、メディアコントロールについての意識の醸成を図るため母子手帳交付時や妊婦・乳幼児健診時での助言や集団指導、子育て教室や幼稚園・保育園等での保護者向け講演会を実施します。	新規	こども支援課

(2) 「食育」の推進

《現状と課題》

朝食欠食等の食生活の乱れによる心と身体の健康問題が子どもたちに生じています。このため、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成及び家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野をはじめ、さまざまな分野が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を進めることが必要です。

《基本施策》

食を通じた心身ともに健康な子どもの育成や家族との良好な関係づくりを促進するための各種事業に取り組みます。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
乳幼児の栄養指導	乳幼児健康診査や育児支援事業において、離乳食・栄養指導の充実を図り、幼児食へのスムーズな移行と月齢に応じた食生活を支援します。 また、生活リズムや「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを周知します。	継続	こども支援課
保育園給食の充実	入園児童の健全な発育と食の習慣、知識を学ぶ食育の教育的な役割を持つ保育園給食の充実を図ります。入園児童が楽しく食事をとれるよう献立を工夫します。	継続	こども育成課
学校給食の充実	適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図り、生涯を通じて健康な生活を送るために、食事についての正しい理解と望ましい食習慣の形成を図るよう支援します。	継続	健康給食推進室
食育指導	幼稚園、保育園を訪問し、正しい栄養の摂り方、望ましい生活習慣等が身につくよう支援します。	継続	こども支援課 こども育成課

(3) 思春期保健対策の充実

《現状と課題》

思春期は、身体的・心理的・社会的に成長が著しく、子どもから大人への移行期でもあり、自己を確立しながら自立していく時期です。その過程では、悩みや不安などにより精神的にも不安定になりやすく、不登校などの問題行動に結びつくこともあることから、適切な対応が必要となります。

また、この時期は、性についての関心が高まります。思春期における心身の健康はもとより、次世代にも影響を及ぼす問題となるため、正しい知識を身につけ、責任ある行動をとれるよう育成することが重要となります。

《基本施策》

思春期の子どもに対して、心身の健康、性についての正しい知識の普及を図るとともに、一人で悩まず、専門機関に相談するなど、ストレスを上手にコントロールできるよう支援します。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
心の健康に関する情報提供・知識の普及	各学校において心の健康づくりを一層推進していくために情報の提供を行います。 また、助産師の活用を図り命の大切さや思春期の体の変化等についての正しい知識の普及を図ります。	継続	学校教育課 こども支援課
スクールカウンセラー配置事業【再掲】	小中学校全23校にスクールカウンセラーを配置して、児童生徒や保護者の悩み、不安を受け止めて相談に当たります。	継続	学校教育課
ピアカウンセリングの実施	先進的に取り組んでいる学校の事例を小中学校に広め、より多くの学校で実践できるようにします。生徒指導主事研修会での事例発表会など啓発の機会として活かします。 (※ピアカウンセリングとは、同じ背景を持つ人同士が対等な立場で話し合うことです。ピアとはここでは仲間と言う意味。「障がいについては障がい者こそが専門家」という考えのもとに平等かつ対等に話し合います。)	継続	学校教育課
「性に関する指導」の充実	性についての指導を充実させ、優れた事例については小中学校の研修の場で紹介します。	継続	学校教育課
たばこが健康に及ぼす影響についての教育の推進	小学校において、たばこの健康への影響を指導していくとともに、小中連携した喫煙についての指導を養護教諭が中心となって計画的に実施します。優れた事例については小中学校の研修の場で紹介します。	継続	学校教育課

項目	内容	区分	担当課等
アルコールが健康に及ぼす影響についての教育の推進	小学校において、アルコールの健康への影響を指導するとともに、小中連携した飲酒についての指導を実施します。優れた事例については小中学校の研修の場で紹介します。	継続	学校教育課
薬物乱用防止教育の推進	各学校において、県南保健福祉事務所と連携し、啓発資材やビデオ及びパネル等を活用して、乱用薬物の影響に関する正しい知識の普及に努めます。	継続	学校教育課

(4) 地域における小児医療体制の充実

《現状と課題》

周産期・小児医療体制の整備は、安心して子どもを生み、育てるために必要な環境づくりの基盤となるものであることから、その充実を図ることが必要です。

《基本施策》

関係機関との連携のもと、医師の確保など地域医療体制の整備を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
地域医療体制の整備	地域医療に関する啓発事業を実施するとともに、多様化する医療ニーズに対応するため、医師会と連携を図り、医師の確保に努め、安定的・持続的な地域医療体制の整備を図ります。	継続	健康増進課
救急医療の充実	小児平日夜間救急医療事業や休日救急医療当番医制事業等を継続し、救急医療体制の充実を図ります。	継続	健康増進課
当番医等の情報提供	当番医の周知は、年間予定表や広報紙、ホームページ等で行います。	継続	健康増進課

(5) 不妊に関する相談支援

《現状と課題》

子どもを持つことを望んでも子どもができないため、不妊治療を受ける方が多くなっていることから、不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談等ができる機会の確保が必要です。

《基本施策》

県、関係機関との連携を図りながら、不妊治療の正しい情報の提供や安心して相談できる環境づくりを進めます。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するために治療費の一部を助成します。	継続	こども支援課

(6) 子どものすこやかな発育・発達支援の充実

《現状と課題》

ニーズ調査において、子育てに関する悩みや気になることについて、子どもの発育・発達に関することが多く挙げられています。

子どものすこやかな成長のために、それらの支援を充実していくことが必要です。

《基本施策》

子どものすこやかな発育・発達を支援する事業に取り組みます。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
発達支援事業	発達の遅れ等の可能性がある乳幼児を対象に、発達支援教室の開催や、臨床心理士・言語聴覚士による相談、医師による発達相談会、保育園・幼稚園の巡回相談を実施します。	継続	こども支援課
白河っ子応援事業 【再掲】	保育園・幼稚園の4歳児を対象にすこやか相談会やフォローアップ訪問を開催します。	継続	こども支援課
口腔の健康管理 【再掲】	フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口事業や歯科衛生士の活用を図り、口腔の健康管理に理解を深め実践につなげます。	継続	こども支援課 こども育成課 学校教育課

(7) 子どもの生きる力と思いやりを育む教育の充実

《現状と課題》

本市では、これまで小・中学校における教育目標を「社会の変化に適切に対応し、自ら考え主体的な判断に基づいた行動や表現ができる児童生徒の育成」として義務教育を推進してきました。今後も、この目標を継承しつつ、さらには児童生徒の「生きる力」を育み、たくましく豊かな人間の形成を目指していく必要があります。

また、幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期となることから、幼児の自発性を重視し、しつけや心の教育にも配慮した幼稚園それぞれの特色ある教育課程の編成や教育内容の充実と教職員の資質の向上を図るとともに、幼児教育の質的变化に伴う施設の整備やより充実した教育を行うための環境を整備する必要があります。

《基本施策》

次世代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすために、学校の教育環境等の整備に努めます。

《主な取組・事業》

① 確かな学力の向上

項目	内容	区分	担当課等
基礎学力向上推進事業	年3回、各小中学校の代表による学力向上推進会議を開催し、各校の足並みをそろえた取組を推進しています。市全体だけでなく各学校の取組を個別に支援する体制を充実させることを目指します。	継続	学校教育課
国際理解教育の拡充	現在はALT（外国語指導助手）6名体制で英語教育の充実を図っています。小学校での英語活動への対応を工夫します。	継続	学校教育課
情報教育の充実	学習者用のコンピュータの計画的な更新を実施するとともに、校務用コンピュータの整備を進め、情報教育の充実を図ります。 また、情報モラル教育の充実のための研修を積極的に進めます。	継続	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業	特別な支援を必要とする児童生徒に対する学校生活のサポートのための支援員を配置するとともに、資質向上のための研修会を定期的実施します。	継続	学校教育課
土曜学習推進事業	希望する小学生を対象として、土曜日に自主的な学習の場を提供する「土曜学習会」を市内6会場で実施し、子どもたちの学習意欲の向上を図ります。	継続	学校教育課

項目	内容	区分	担当課等
子どもの読書活動推進事業の実施	策定済みの「第二次白河市子ども読書活動推進計画」に基づいた図書館での調べ学習等に対応できる資料の充実、児童サービスに関する専門性を持った図書館職員の育成並びに配置を促進するほか、ブックスタート事業による図書の配布、更には、学校と連携を図りながら読書の推進に努めます。また、読書ボランティアの効率的な活用を進めます。	継続	図書館 こども育成課

② 豊かな心の育成

項目	内容	区分	担当課等
道徳教育の充実	学校においては、特別の教科である道徳を要として、学校教育活動全体を通じて行うとともに、家庭と連携した道徳教育を展開します。	継続	学校教育課
学校図書館利活用推進事業の推進	市立図書館と連携して学校司書を全小中学校へ配置し、学校図書館の有効活用を図り、本に親しむ子どもたちを増やします。	継続	学校教育課
多様な体験活動の推進	小学校では地域を知る活動を、中学校では職業体験等を行い、地域との関わりを持つ機会とします。	継続	学校教育課
白河市歴史・文化再発見事業	小学1年生から中学3年生に、系統的、体験的に、自分が生まれ育った白河の歴史、文化を知る機会を増やし、ふるさとに誇りを持てるようにします。	継続	学校教育課
図書館活動の推進	「おはなし会」等の子どもと本を結ぶ図書館行事や本の相談業務を行い、発達段階に応じた楽しく豊かな本との出会いを推進します。	継続	図書館
白河市歴史民俗資料の活用	特別企画展等を開催した際には、図録等を作成します。また、企画展のみならず、収蔵資料の目録や報告書の刊行など、広く市民への情報公開に努めます。	継続	文化財課
生徒指導体制の充実	生徒指導主事を中心に迅速な対応ができるように体制づくりを進めます。	継続	学校教育課
いじめの早期発見・早期対応	教師と児童生徒、児童生徒同士の良好な人間関係づくりに取り組み、いじめが発生しないように努めます。	継続	学校教育課
不登校児童生徒への早期対応	学級満足度尺度と学校生活意欲尺度を測定できるQ-Uテストの活用を図り、学級の実態把握と対策に努めます。	継続	学校教育課

項目	内容	区分	担当課等
問題行動及び非行の防止	子ども一人ひとりに対する日常生活における観察の充実、変容の把握に努めます。	継続	学校教育課
家庭・地域・関係機関との連携	見守り隊との交流や親子行事の開催に加え、日常的にあいさつや共同生活活動を充実させます。	継続	学校教育課
スクールカウンセラー配置事業【再掲】	小中学校全23校にスクールカウンセラーを配置して、児童生徒や保護者の悩み、不安を受け止めて相談に当たります。	継続	学校教育課

③ 健やかな体の育成

項目	内容	区分	担当課等
子どもの体力・運動能力向上事業の推進	保育園、幼稚園、小・中学校において、コーディネーショントレーニングを導入し、バランスよく体力・運動能力を高めるようにします。	継続	学校教育課 こども育成課
運動部活動の支援	地域人材との協力関係をつくることに加え、安心して活動に取り組めるように体罰等の絶無を指導徹底します。	継続	学校教育課
食育事業の推進	「早寝・早起き・朝ごはんの推進」を中心に、家庭に対し啓発するとともに協力を求めています。 また、平成29年度に策定した第2次白河市食育推進計画に基づき、関係各課と連携し幼少期から自ら学ぶ機会の提供や若い世代への食育を推進します。	継続	健康給食推進室 こども支援課 こども育成課 健康増進課
口腔の健康管理【再掲】	フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口事業や歯科衛生士の活用を図り、口腔の健康管理に理解を深め実践につなげます。	継続	こども支援課 こども育成課 学校教育課

④ 信頼される学校づくり

項目	内容	区分	担当課等
学校経営の充実	保護者や地域の方々により授業や行事に参加できるよう工夫し、開かれた学校づくりに努めます。	継続	学校教育課
学校施設の有効活用	地域の要請に応じ、積極的に有効活用を図ります。	継続	学校教育課
学校運営協議会の活用	学校運営協議会の運営をより充実させるとともに、地域住民等に学校活動を知ってもらう機会を増やすことで、学校評価が経営ビジョンに反映されるようにします。	継続	学校教育課

項目	内容	区分	担当課等
学校施設の整備	安全で豊かな学校環境を提供するために、老朽校舎の改修など、学校施設の整備を適切に行います。	継続	教育総務課
教職員の資質の向上	積極的に研修に取り組み、その成果を教員同士が共有できるようにします。	継続	学校教育課
安全管理の推進	毎月の安全の日に安全点検を実施するとともに、日常の安全管理を徹底し児童生徒の事故防止に努めます。	継続	学校教育課

⑤ 幼児教育の充実

項目	内容	区分	担当課等
3年保育の実施・充実	公立幼稚園8園、私立幼稚園5園すべてにおいて3年保育を実施しており、今後も幼児期の発達段階に応じた教育内容・方法などの充実に努めます。	継続	こども育成課
教職員の資質の向上	西白幼稚園教育研究協議会の研究テーマに基づき、定期的に現職教育を行い、園外研修についても積極的に参加します。	継続	こども育成課
教育環境の充実	園児が自発的、主体的な態度を養うことができるように、興味を持って取り組める教材、遊具等の整備を図ります。	継続	こども育成課
施設の整備	幼児教育の質的变化や新たな施策に対応するため、長期的な幼児数の変動を把握し、適正な施設の整備に努めます。	継続	こども育成課
施設の維持管理	幼児教育にふさわしい環境づくりを目指し、施設の維持管理に努めるとともに、設備の充実に努めます。	継続	こども育成課
保育園、幼稚園と小学校の連携	教職員の交流に加え、「指導要録」や「保育要録」の記載事項での児童理解を深め連携を図ります。	継続	学校教育課 こども育成課
私立幼稚園への振興助成	私立幼稚園の幼児教育の振興を図るため、市内の各幼稚園に対し助成金の支給を行います。	継続	こども育成課
障がい児教育の充実	市内の幼稚園において心身の発達に不安のある子どもの教育相談や教育の充実に努めます。	継続	学校教育課 こども育成課

(8) 家庭や地域の教育力の向上

《現状と課題》

育児不安や児童虐待の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されています。このため、公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うことが必要です。

また、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援など、地域において子育てを支援するネットワークの形成を図ることが必要です。

さらに、子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた「生きる力」を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ、社会全体で育てていくことが必要です。

《基本施策》

子どもを地域全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域との連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。

《主な取組・事業》

① 家庭教育への支援の充実

項目	内容	区分	担当課等
子育て学習講座事業の推進	「白河市幼・小・中・高PTAの集い」と連携しながら、保護者等に対して家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を目指すとともに、父親の家庭教育参加の機会とします。	継続	生涯学習スポーツ課
家庭教育学級の開催	人間性豊かな子どもを育てる基盤となる家庭教育の充実に向けて、家庭教育学級を継続して実施します。	継続	生涯学習スポーツ課
ブックスタート事業	1歳児健康診査時に、絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを実施し、母親等が絵本を通して子どもとの関わりを学ぶ機会を提供します。	継続	図書館

② 地域の教育力の向上

項目	内容	区分	担当課等
コミュニティ活動への支援	コミュニティ活動を支援するために、出前講座の活用を促進します。	継続	生涯学習スポーツ課
子育て支援・地域活動事業【再掲】	市内の保育園12園で毎月1、2回、保育園を開放し、未就園親子を中心に触れ合い遊びや育児相談を行います。	継続	こども育成課
学校施設の開放	スポーツの振興と地域行事への活用のため、学校施設開放事業を実施します。	継続	教育総務課

項目	内容	区分	担当課等
スポーツ教室の開催	各種スポーツ教室に加え、幼児・児童を対象としたスポーツ教室を企画し、幼児期から身体を動かすスポーツを楽しむ機会を提供するとともに、スポーツを通して親子の触れあいが図られる等の内容を充実させ、心身ともに健全な青少年の育成への一助とします。	継続	生涯学習スポーツ課
スポーツ少年団活動への支援	スポーツ少年団は、スポーツ活動を中心に奉仕活動や文化活動を通して、心身の健全な育成が図られることから、スポーツ少年団本部加盟団体に対し、必要な支援を行います。	継続	生涯学習スポーツ課
子ども会育成支援事業	「福島県子ども会安全会」の保険加入手続きを行います。	継続	生涯学習スポーツ課
「白河市幼・小・中・高PTAの集い」の開催	教育力の向上と地域コミュニティづくりを目的として、市内の保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校のPTA関係者が一堂に会し、様々な教育上の問題についての情報交換や研修会を実施します。	継続	生涯学習スポーツ課
青少年育成関係団体への支援	ボーイスカウト福島連盟白河第1団の活動に対して支援を行います。	継続	生涯学習スポーツ課
白河市体育協会活動の支援	各種スポーツ教室や市民総合体育大会の企画運営を行っており、幼児から高齢者までスポーツに親しむ機会を提供するとともに、家族ぐるみで参加できるスポーツのイベントを開催しています。さらなる活動充実のため、支援を行います。	継続	生涯学習スポーツ課
総合型地域スポーツクラブの支援	クラブ運営は、地域住民の主体的な参加を通じて行われるため、地域住民の連携・協働を促し、公正で福祉豊かな地域社会を構築する上で重要な意義を有します。このため、クラブの自主事業及び未設置の地域がクラブを立ち上げる際に支援を行います。	継続	生涯学習スポーツ課
白河文化交流館の活用	次世代を担う子ども達に継続的に芸術文化に触れる機会を提供し、感動を体験させることは人材育成の面からも非常に効果があることから、日常的に芸術文化に触れ親しむ機会の拡充を図ります。 また、市内の保育園、幼稚園、小中学校等が授業又は大会、発表会等のために施設を利用する場合には、文化活動支援のため使用料を免除します。	継続	文化振興課

5 子どもたちの人権を尊重するまち

(1) 子どもの人権擁護

《現状と課題》

子どもの人権が守られ、心身のすこやかな成長と安全が保障されるまちづくりが大切です。

《基本施策》

子どもの人権を尊重するとともに、子どもたちの意見や要望を生かすことのできるまちづくりを推進します。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
子どもの人権等に関する普及啓発の促進	文部科学省「人権教育指導方法等の在り方について」をもとに、各学校での実践につながるよう指導します。	継続	学校教育課
子どもの声を活かしたまちづくりの推進	まちづくりに子どもの意見や要望を反映するために、企画や意見の発表の場を提供できるよう環境整備に努めます。	継続	関係各課



(2) 児童虐待防止対策の充実

《現状と課題》

虐待を防止し、すべての子どもたちの健全な心身の成長と社会的自立を促していくためには、児童虐待の背景が多岐にわたることを踏まえ、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うことが重要です。このため、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察、地域住民等の地域における関係機関の協力体制の構築が必要です。

また、母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備など、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進することも必要です。

《基本施策》

すべての子どもたちの健全な心身の成長、そして社会的自立を促していくため、児童虐待防止対策の充実を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
要保護児童対策地域協議会の推進	児童福祉法による法定協議会である「白河市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議を開催します。各構成機関の連携のもと、児童の虐待防止と健全育成に努め、地域全体で子育て支援を推進し、要保護児童への対応等きめ細かな取組を進めます。	継続	こども支援課
虐待の発生予防	児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業の強化を図ります。	継続	こども支援課
虐待の早期発見・早期対応	虐待の早期発見・早期対応を進めるため、白河っ子応援センターにおける妊娠期からの切れ目のない支援の充実や幼稚園、保育園及び児童クラブ等との連携を図ります。	継続	こども支援課 こども育成課
虐待に関する相談支援体制の充実	虐待に関する相談については、児童相談所に加え、令和元年9月に開所した児童家庭支援センターとも連携し、支援体制の充実を図ります。	継続	こども支援課
ホームスタート事業【再掲】	未就学児を持つ引きこもりがちな親を対象に、地域の子育て経験者が定期的に家庭を訪問し、地域社会との関わりを手助けすることで、孤立化や児童虐待の未然防止につなげる活動を支援します。	継続	こども支援課

(3) 子どもの立直り支援

《現状と課題》

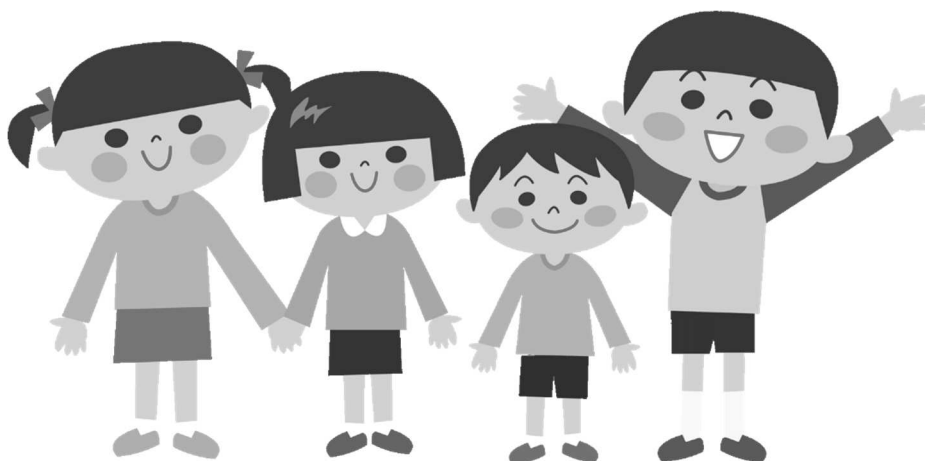
犯罪、いじめ、児童虐待等、子どもが直接被害者となる事件・事故が増えています。被害を受けた子どもの立直りを支援するため、当事者に対するカウンセリング、保護者に対する助言等を学校など関係機関が連携し、きめ細かな支援を実施することが必要です。

《基本施策》

被害を受けた子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立直りを支援するため、関係機関と連携し相談体制の確立を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
相談体制の整備	被害を受けた子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立直りを支援するため、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努めます。スクールカウンセラーの派遣を今後も継続します。	継続	学校教育課 こども支援課



(4) 障がい児施策の充実

《現状と課題》

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要です。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、発達支援、障がい福祉サービスの充実、就学支援を含めた特別支援者対策の体制づくりなど、成長段階に適した支援策を推進することが必要です。

《基本施策》

障がい児の「社会参加と平等」を進めていくため、ライフステージに即した障がい児の療育体制の強化や障がい児及びその親を支援する体制の強化を図ります。

《主な取組・事業》

項目	内容	区分	担当課等
療育体制の整備	障がい児に対する療育体制を整備するために、保健・医療・福祉・教育等の連携の強化を図ります。	継続	社会福祉課
障がい児の在宅生活支援	障がい児が地域で生活しやすいように、家庭介護の状況により、ホームヘルプサービスや介護者の一時的用事のため介護できない場合に短期入所を提供します。 また、療育指導が必要な児童に対し、児童通所支援施設において、児童発達支援などのサービスを提供すると共に、一人ひとりの抱える課題を適切に解決するために障がい児相談を支援します。	継続	社会福祉課
就学前の障がい児の発達支援の無償化	子育て世帯を応援するため、3歳から5歳までの障がい児が利用する児童発達支援等のサービスについて、利用者負担を無償化します（令和元年10月1日～）。	新規	社会福祉課
白河っ子応援事業【再掲】	保育園・幼稚園の4歳児を対象にすこやか相談会やフォローアップ訪問を開催します。	継続	こども支援課

項目	内容	区分	担当課等
特別児童扶養手当等の支給	<p>20歳未満で身体又は精神に障がいをする児童を家庭で監護、療育している父母等を対象に特別児童扶養手当を支給します。</p> <p>また、その障がいが重度のため日常生活において常時介護を必要とする状態にある児童には障害児福祉手当が支給されます。</p>	継続	こども支援課 社会福祉課
自立支援医療（育成医療）の助成	<p>18歳未満（18歳以上は更生医療）の身体障がいのある児童で、障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、生活の能力を得るための育成医療費を助成します。</p>	継続	社会福祉課
補装具費の支給	<p>身体に障がいのある児童が、将来社会人として自活するための育成を助長するために、身体機能を補完・代替する補装具の交付と修理を行います。</p>	継続	社会福祉課
地域生活支援事業	<p>単独では外出困難な障がい児が、生活上必要不可欠な余暇活動や社会参加等のための外出を支援するために、ガイドヘルパーによる移動の介助及び介護を伴う場合の移動支援や日中において監護する者がいないため、一時的に見守りが必要な児童や日常的に介護している家族等の一時的休息を計るための日中一時支援を提供します。</p> <p>また、障がい児の日常生活がより円滑に行われるよう日常生活用具の給付等を行います。</p>	継続	社会福祉課
特別支援学級児童生徒の適正な就学	<p>子ども一人ひとりに対する日常生活における観察の充実、変容の把握、専門家等関係機関との連携に努めます。</p>	継続	学校教育課
特別支援教育の推進	<p>学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、教育や療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上のために研修の機会を持つとともに個別のかかわりへの支援をします。</p>	継続	学校教育課

第5章

子ども・子育て支援事業に係る 量の見込みと提供体制



第5章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと提供体制

1 子ども・子育て支援事業の推進

(1) 子ども・子育て支援事業の概要

子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施していく必要があります。（子ども・子育て支援法第3条第1項）

そのため、本計画では、計画期間における「幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援事業の量の見込み（需要）とその提供体制の確保（供給）」を定めます。

なお、教育・保育給付は、保護者の申請を受けた市が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなっており、認定は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。（同法第19条及び第20条）

① 保育の必要性の認定区分

1号認定（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）3～5歳 幼児期の学校教育

2号認定（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）3～5歳 保育の必要あり

3号認定（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）0～2歳 保育の必要あり

② 保育必要量

保育の必要性あり（2号・3号）の認定を受けた場合は、その事由により、さらに保育必要量を認定します。保育必要量には「保育標準時間認定（1日最大11時間）」と「保育短時間認定（1日最大8時間）」があります。

※ 最大時間は時間外（延長）保育を除きます。

《保育の必要性を認定する際の客観的基準》

保育を必要とする事由となるものは、下記のとおりです。

- ①月64時間以上の就労をしていること
- ②妊娠中または出産後間がないこと
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居（長期入院等を含む）親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧その他、市が認めるとき

(2) 子ども・子育て支援事業の全体像

今後の子育て支援関係のサービスの全体像は以下のとおりです。

子ども・子育て支援法におけるサービスは、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の3つに区分されます。

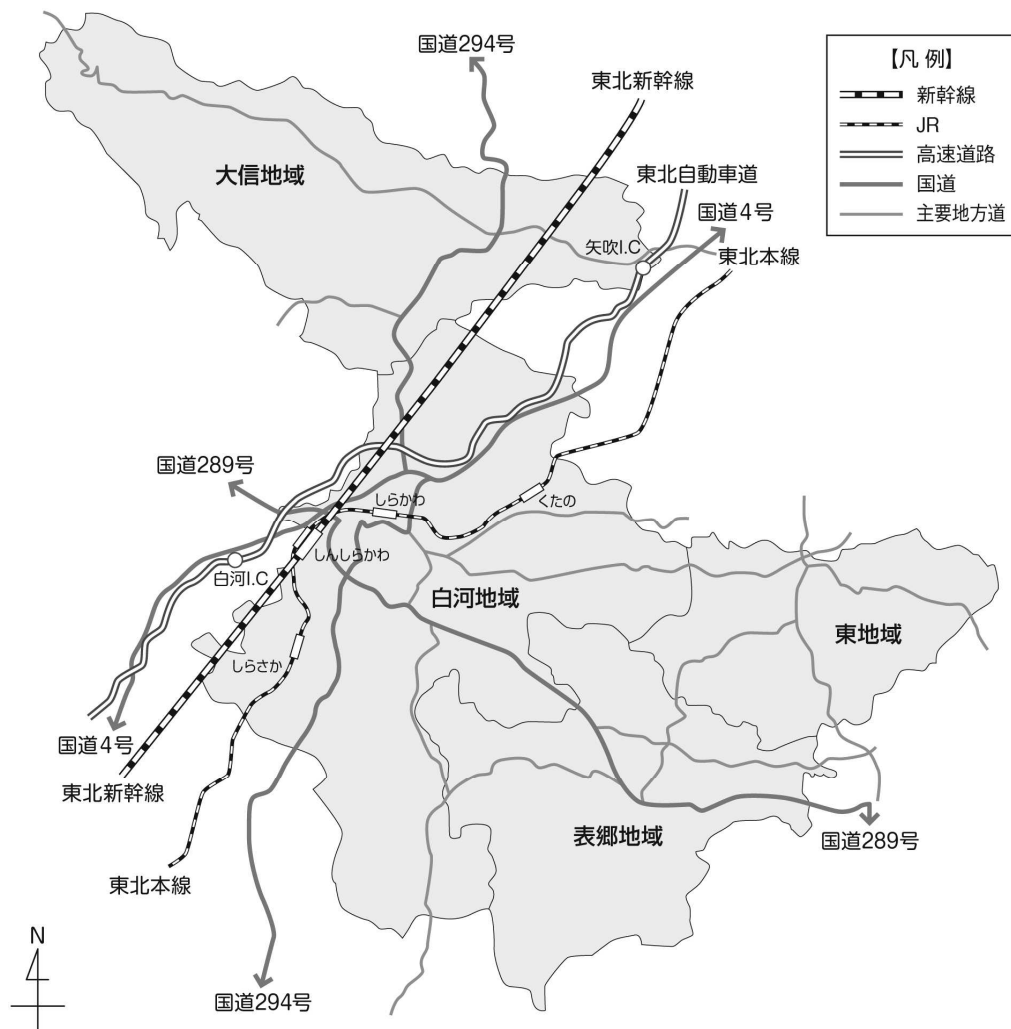
《事業一覧》

根拠法	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1 公立幼稚園
			2 新制度幼稚園
			3 認可保育所
			4 幼保連携型認定こども園
			5 幼稚園型認定こども園
			6 保育所型認定こども園
			7 地方裁量型認定こども園
		地域型保育給付 (市が認可)	8 小規模保育事業
			9 家庭的保育事業
			10 居宅訪問型保育事業
			11 事業所内保育事業
	子育てのための施設等利用給付	施設等利用給付	12 新制度未移行の幼稚園
			13 特別支援学校
			14 預かり保育事業
			15 認可外保育施設等
	地域子ども・子育て支援事業		16 利用者支援事業
			17 地域子育て支援拠点事業
			18 妊婦健康診査事業
			19 乳児家庭全戸訪問事業
			20 養育支援訪問事業
			21 子育て短期支援事業
			22 ファミリー・サポート・センター事業
			23 一時預かり事業
			24 延長保育事業
			25 病児保育事業
			26 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ、放課後子ども教室)
			27 実費徴収に係る補足給付を行う事業
			28 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定が必要となります。

本市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための認定こども園・保育園・幼稚園等の立地状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、市内全域を1区域と設定します。



3 子どもの数と家族類型の推計

(1) 就学前児童数の動きと計画期間の推計

計画期間中の児童数について、平成29年度と平成30年度（各年度4月1日現在）の1歳年齢ごと男女別人口（住民基本台帳人口）を基に、コーホート変化率法（※）により推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。

【乳幼児年齢別推計数】

（単位：人）

	実績			計画期間の推計児童数				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	465	424	451	426	412	402	394	383
1歳	503	474	428	455	430	416	406	398
2歳	463	510	467	422	449	423	410	400
3歳	511	465	494	452	408	434	410	397
4歳	446	516	453	481	441	398	423	400
5歳	519	439	503	442	469	430	388	413
計	2,907	2,828	2,796	2,678	2,609	2,503	2,431	2,391

（※）「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

(2) 子育て家庭の類型（ニーズ調査結果より）

子育て家庭の父親・母親の就労状況は、子どもの成長に伴って変化する場合がありますとともに、就労状況により保育の必要性が異なる点に配慮して、教育・保育サービスを検討することが重要です。このため、子育て家庭の今後の就労意向をニーズ調査で把握して8つのタイプに区分し、年齢区分ごとの家庭類型を把握します。


特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのために、ニーズ調査から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。


類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

【家族の就労状況と保育の必要性の関係】

父親 \ 母親	母親		パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
	ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
ひとり親	タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)		タイプB	タイプC	タイプC'		タイプD
パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'		
	120時間未満 64時間以上					
64時間未満		タイプC'				
未就労		タイプD				タイプF



保育の必要性あり



保育の必要性なし

タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)

タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)

タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月120時間以上+月64時間~120時間の一部)

タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月64時間未満+月64時間~120時間の一部)

タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭

タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月120時間以上+月64時間~120時間の一部)

タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月64時間未満+月64時間~120時間の一部)

タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)

※就労されていて、産休・育休・介護休業取得中の方も就労しているとみなして分類しています。

【家族類型別割合】

(単位：人 %)

0～5歳 家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	30	7.5%	30	7.5%
タイプB	フルタイム+フルタイム	161	40.0%	168	41.8%
タイプC	フルタイム+パートタイム(月120時間以上+月64～120時間の一部)	69	17.2%	75	18.7%
タイプC'	フルタイム+パートタイム(月64時間未満+月64～120時間の一部)	22	5.5%	38	9.5%
タイプD	専業主婦(夫)	119	29.6%	90	22.4%
タイプE	パート+パート(双方月120時間以上+月64～120時間の一部)	1	0.2%	1	0.2%
タイプE'	パート+パート(いずれかが月64時間未満+月64～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業+無業	0	0.0%	0	0.0%
全体		402	100.0%	402	100.0%

(単位：人 %)

0歳 家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	6	8.6%	6	8.6%
タイプB	フルタイム+フルタイム	23	32.9%	26	37.1%
タイプC	フルタイム+パートタイム(月120時間以上+月64～120時間の一部)	3	4.3%	9	12.9%
タイプC'	フルタイム+パートタイム(月64時間未満+月64～120時間の一部)	5	7.1%	7	10.0%
タイプD	専業主婦(夫)	33	47.1%	22	31.4%
タイプE	パート+パート(双方月120時間以上+月64～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプE'	パート+パート(いずれかが月64時間未満+月64～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業+無業	0	0.0%	0	0.0%
全体		70	100.0%	70	100.0%

(単位：人 %)

1・2歳 家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	10	7.8%	10	7.8%
タイプB	フルタイム+フルタイム	60	46.9%	62	48.4%
タイプC	フルタイム+パートタイム(月120時間以上+月64～120時間の一部)	8	6.3%	10	7.8%
タイプC'	フルタイム+パートタイム(月64時間未満+月64～120時間の一部)	10	7.8%	17	13.3%
タイプD	専業主婦(夫)	40	31.3%	29	22.7%
タイプE	パート+パート(双方月120時間以上+月64～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプE'	パート+パート(いずれかが月64時間未満+月64～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業+無業	0	0.0%	0	0.0%
全体		128	100.0%	128	100.0%

(単位：人 %)

3～5歳 家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	14	6.9%	14	6.9%
タイプB	フルタイム+フルタイム	78	38.2%	80	39.2%
タイプC	フルタイム+パートタイム(月120時間以上+月64～120時間の一部)	58	28.4%	56	27.5%
タイプC'	フルタイム+パートタイム(64時間未満+月64～120時間の一部)	7	3.4%	14	6.9%
タイプD	専業主婦(夫)	46	22.5%	39	19.1%
タイプE	パート+パート(双方月120時間以上+月64～120時間の一部)	1	0.5%	1	0.5%
タイプE'	パート+パート(いずれかが月64時間未満+月64～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業+無業	0	0.0%	0	0.0%
全体		204	100.0%	204	100.0%

上記家族類型タイプをもとに、以下教育保育給付の見込み量を算出します。

「1号認定」…満3歳以上で就学前の保育の必要がない幼稚園利用意向の子ども

「2号認定」…満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

「2号認定幼稚園ニーズあり(以下『2号幼』)」…2号認定かつ幼稚園利用意向の子ども

「2号認定保育園ニーズあり(以下『2号保』)」…2号認定かつ保育園利用意向の子ども

「3号認定」…満3歳未満で保育の必要性があると認定された子ども

《年齢と保育の必要性の関係》

年齢	保育の必要性		地域子ども・子育て支援事業
	ある	ない	
0～2歳児	【3号認定】 ・保育園 ・認定こども園 ・延長保育 ・小規模保育 ・家庭的保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育		【全ての乳幼児】 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり ・ファミリー・サポート・センター ・利用者支援
3～5歳児	【2号保】 ・保育園 ・認定こども園 ・延長保育 【2号幼】 ・幼稚園 ・認定こども園 ・一時預かり(幼稚園)	【1号認定】 ・幼稚園 ・認定こども園 ・一時預かり(幼稚園)	

4 教育・保育給付

(1) 特定教育・保育（施設型給付）

① 幼稚園

《現状》

【幼稚園の利用状況】

(単位：園・人)

区分	施設数	園児数 (令和元年5月1日現在)			
		3歳児	4歳児	5歳児	合計
私立	5	162	158	191	511
公立	8	191	173	194	558
合計	13	353	331	385	1,069

《見込み量》

(単位：人)

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
見込み量	575	492	552	472	528	452	511	437	506	433
合計	1,067		1,024		980		948		939	
供給量	1,519		1,555		1,555		1,555		1,555	

《主な取組・確保策》

現在の幼稚園通園状況、市外利用者の状況等を踏まえ、利用者数を見込んでいます。定員及び利用状況から、ニーズに対応できる供給体制を確保しており、継続して受け入れ体制を確保するとともに、教育内容の質の向上を図るための取組を行います。

② 保育園

≪現状≫

【保育園の利用状況】

(単位：園・人)

区分	施設数	児童数 (平成31年4月1日現在)						
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
私立	10	27	94	111	73	88	91	484
公立	6	27	89	103	51	48	39	357
合計	16	54	183	214	124	136	130	841

【市外施設の利用状況】

(単位：人)

	平成31年4月1日現在
他市町村への保育所（園）入所	8

≪見込み量≫

(単位：人)

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		3号	2号保	3号	2号保	3号	2号保	3号	2号保	3号	2号保
見込み量	0歳児	218	271	211	260	206	249	202	241	196	238
	1・2歳児	468		469		448		435		425	
合計		957		940		903		878		859	
供給量		1,065		1,142		1,142		1,142		1,142	

≪主な取組・確保策≫

小規模保育施設、認定こども園を新たに開設しニーズに対応できる体制を構築するとともに、質の高いサービス提供のため保育士の確保を図ります。

(2) 地域型保育給付

① 小規模保育事業

《現状》

認可外保育施設（利用定員6人以上19人以下）は認可基準を満たせば、小規模保育事業に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれていますが、市内にも小規模の認可外保育施設があり、利用状況や今後の動向の把握に努めます。

② 家庭的保育事業

《現状》

認可外保育施設（利用定員5人以下）は認可基準を満たせば、家庭的保育事業に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

③ 居宅訪問型保育事業

《現状》

ベビー・シッター等が「居宅訪問型保育」に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

④ 事業所内保育事業

《現状》

事業所内保育施設が、認可基準を満たせば、地域型保育施設に位置づけられます。市内企業の中には事業所内保育施設を設置しているところもあります。保育ニーズとしては、0～2歳の保育サービスに含まれています。

《上記①～④に関する主な取組・確保策》

現在の利用状況を把握しつつ、3号の保育ニーズを見込むとともに、認可外保育施設、事業所内保育等の地域型保育の見込み量や参入意向などを踏まえ供給量の確保を図ります。

0～2歳の保育サービスの量的充実を図るため、認可外保育施設及び事業所内保育施設について実態把握と情報提供などに努めます。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

《現状》

平成28年度に、子育て支援の拠点となる子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健と、子育て支援等の充実を図っています。子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を実施しています。

《見込み量》

(単位：箇所)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み量	1	1	1	1	1

《主な取組・確保策》

子育て家庭の置かれた状況やニーズは多様であるため、個別の家庭の状況に即した支援が必要です。子どもと保護者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を自由に選択でき、円滑に利用できるよう情報提供体制と支援体制の整備に努めます。



(2) 地域子育て支援拠点事業

《現状》

乳幼児及びその保護者の相互交流や、育児相談、情報交換などができる場の提供を行っています。

【実施状況】

(単位：人日 (年間延べ利用親子人日数))

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数	12,459	16,196	14,232	14,803

《見込み量》

(単位：人日 (年間延べ利用親子人日数))

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み量	16,272	16,104	15,504	15,096	14,736
供給量	16,272	16,104	15,504	15,096	14,736

《主な取組・確保策》

地域子育て支援拠点事業では、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図っています。全ての子育て家庭を地域で支える取り組みであり、今後も広く利用を促進していきます。

(3) 妊婦健康診査事業

《現状》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査として、健康状態の把握、検査・計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

【実施状況】

(単位：人・回)

対象者	平成29年度	平成30年度
妊娠届出者	423	423
受診者	5,056	5,131

《見込み量》

(単位：人・回)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み量	妊娠届出者	426	412	402	394	383
	受診者	5,363	5,187	5,061	4,960	4,822
供給量	妊娠届出者	426	412	402	394	383
	受診者	5,363	5,187	5,061	4,960	4,822

《主な取組・確保策》

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産に資するよう、県内の医療機関で利用できる15回分の妊婦健康診査受診票を交付し健診費用の公費負担をします。また、里帰り出産など県外で妊婦健診を受ける方には、費用の助成を行っています。

妊婦健康診査の結果、異常があった場合など必要に応じて保健指導を行い、母子の健康支援に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業

《現状》

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、乳児及び保護者の心身の様子や養育環境の把握、不安や悩みに関する傾聴・相談、子育てに関する情報提供を行っています。

子育てに対する不安や孤立感を防ぐため、すべての子どもの家庭を訪問し、早期から関わりをもつための育児支援を実施しています。

【実施状況】

(単位：人回)

対象者	平成29年度	平成30年度
生後4か月までの乳児	434	437

《見込み量》

(単位：人回)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み量	426	412	402	394	383
供給量	426	412	402	394	383

《主な取組・確保策》

保健師等が生後4か月を待たずに可能な限り生後2か月までに訪問することとし、育児ストレスや産後うつ状態などを把握し、必要に応じて訪問や相談を継続します。

また、支援の必要な家庭に対しては、関係機関と連携して必要なサービス提供に結びつけるなどフォローに努めます。

(5) 養育支援訪問事業

《現状》

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対し、保健師等が家庭訪問し、相談、指導を行い、養育環境の改善が図れるよう支援しています。

【実施状況】

(単位：人回)

対象者	平成29年度	平成30年度
養育困難家庭	37	23

《見込み量》

(単位：人回)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み量	30	30	30	30	30
供給量	30	30	30	30	30

《主な取組・確保策》

養育支援が必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言を行い、養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指します。

必要に応じ、関係機関と連携・調整を行い、実施方策を検討し、地域の様々なサービスを組み合わせるなど支援に努めます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

《現状》

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業ですが、現状、未実施となっています。

《見込み量》

(単位：人日 (年間延べ利用人数))

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み量	7	7	7	7	7
供給量	7	7	7	7	7

《主な取組・確保策》

ニーズ調査からは利用意向は少ないものとなっていますが、子育て中における緊急時の受け皿として、事業の実施を検討していきます。



(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

《現状》

ファミリー・サポート・センターでは、乳幼児や小学生を子育て中の保護者で、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する人（まかせて会員）による会員組織について、相互援助活動に関する連絡や調整を行っています。

【実施状況】

（単位：人日（年間延べ利用人数））

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
未就学児	368	275	289	580
小1～小3	172	126	174	127
小4～小6	0	54	39	149
合計	540	455	502	856

《見込み量》

（単位：人日（年間延べ利用人数））

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
未就学児	549	535	514	499	490
見込み量（低学年）	120	113	116	110	105
見込み量（高学年）	144	145	140	137	130
合計	813	793	770	746	725
供給量	813	793	770	746	725

《主な取組・確保策》

今後も広く利用促進を図るとともに、支援体制の充実を図るため、まかせて会員の養成講座を継続して実施し、会員の拡充を図ります。

(8) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）

《現状》

幼稚園及び認定こども園では、在園児を対象に、幼稚園及び認定こども園において、教育時間を超えて一時的に預かり、必要な保育を行っています。

また、幼稚園及び認定こども園では、家庭において就労や日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、緊急で一時的に預かり、必要な保育を行っています。

【実施状況】

(単位：人日 (年間延べ利用人数))

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数	50,255	47,065	52,284	44,594

《見込み量 3歳～5歳》

(単位：人日 (年間延べ利用人数))

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み量	44,542	42,697	40,874	39,558	39,175
供給量	44,542	42,697	40,874	39,558	39,175

《主な取組・確保策》

幼稚園における預かり保育の推進により、就労していても幼稚園に通わせたいという保護者の希望に対応します。

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

《現状》

保育園及び認定こども園では、家庭において就労や日常生活上の突発的な事情、社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育園等において、一時的に預かり、必要な保育を行っています。

【実施状況】

（単位：人日（年間延べ利用入日数））

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数	2,467	2,672	2,509	2,521

《見込み量 0歳～5歳》

（単位：人日（年間延べ利用入日数））

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み量	2,471	2,409	2,305	2,234	2,200
供給量	2,471	2,409	2,305	2,234	2,200

《主な取組・確保策》

保護者の利便性を図るため、ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援拠点事業（おひさまひろば）でも保護者の私用等の理由により、短時間の一時預かりを実施し、保護者の選択肢を広げ、今後も広く保護者の希望に対応します。

(9) 時間外（延長）保育事業

《現状》

保護者の就労形態等の事情で、保育できない乳幼児を通常の保育時間を超えて、保育園及び認定こども園において保育しています。

【実施状況】

(単位：人 (年間実利用人数))

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数	58	53	52	34

《見込み量 0歳～5歳》

(単位：人 (年間実利用人数))

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み量	26	37	38	40	34
供給量	26	37	38	40	34

《主な取組・確保策》

保護者の働き方や利用状況を踏まえ、延長保育を実施するにあたり、実際の利用希望を把握しつつ、保育士の確保に努め、提供体制の確保を図ります。

(10) 病児保育事業

《現状》

お子さんが風邪や胃腸炎などで保育園等を利用できない時、仕事を休めない保護者に代わって病児保育室の看護師・保育士が一時的に保育を行う事業です。

平成31年4月から、白河厚生総合病院敷地内で実施しています。

【実施状況】

(単位：人日 (年間延べ利用人数))

	平成31年4月	令和元年5月	令和元年6月	令和元年7月
延べ利用人数	12	6	18	23

《見込み量》

(単位：人日 (年間延べ利用人数))

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
見込み量	250	262	275	288	302
供給量	250	262	275	288	302

《主な取組・確保策》

現在、共働き世帯が増え、近くに親等の支援者がいない子育て世帯も増えているため、事業を広く周知し、継続して実施していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

《現状》

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成に努めています。

【実施状況】

（単位：人（年間登録者数）、5月1日現在）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
登録者数	667	212	698	217	706	175	720	265
合計	879		915		881		985	

《見込み量》

（単位：人（利用意向人数））

	令和2年						令和3年					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
見込み量	277	225	243	181	77	37	243	257	203	178	82	36
低学年・高学年	745			295			703			296		
供給量	1,225						1,225					

	令和4年						令和5年					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
見込み量	259	226	232	150	81	38	237	241	204	171	68	38
低学年・高学年	717			269			682			277		
供給量	1,225						1,225					

	令和6年					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年
見込み量	214	220	217	150	78	32
低学年・ 高学年	651			260		
供給量	1,225					

《主な取組・確保策》

現在6年生までを対象に実施しております。受入れにあたっては、余裕教室や既存施設の利活用により、確保に努めます。

また、新・放課後子ども総合プランへの対応として、放課後子ども教室との連携を図ってまいります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

《現状》

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に擁する費用又は行事への参加に擁する費用等を助成します。

《主な取組・確保策》

生活保護世帯の行事費等の実費徴収に係る補足給付を実施しております。

6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園等の普及に係る基本的考え方

就学前児童の教育・保育の場として、公立の教育・保育施設のあり方については、今後の子どもの推計人数、教育・保育機能の確保状況などを踏まえながら、保育園・幼稚園・認定こども園などの普及に努めます。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を示し実施していきます。

(3) 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者又は参入意向のある者への情報提供や必要な支援を行い連携を図っていきます。

(4) 認定こども園等と小学校との連携

幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な連携（幼保小連携）の推進については、これまでも双方向で人事交流や合同研修、授業参観などを行ってきました。教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めることや、定期的・継続的に関係者の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、教員の交流事業などを通じて、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携を図っていきます。

7 計画の推進

(1) 計画の推進状況の点検・公表

各施策の推進状況については、全庁的な体制のもと、実施状況を把握し、点検を行うとともに、事業の優先度を調整し、今後の取組に生かしていきます。

各施策の推進状況に関する点検状況を、子ども・子育て会議をはじめ市民に対し、公表し周知します。

(2) 市民への意識啓発の推進

子ども・子育て支援は、市民が総力をあげて取り組むべき大きな課題であるため、様々な広報活動や生涯学習などの学習機会を通じて、市民への意識啓発を推進します。

子ども・子育て支援事業に関して、集中的、計画的な取組を、効果的・効率的に推進するため、機能的な組織の編成について検討します。



資料編

資 料

1 白河市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 26 日 条例第 6 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。次条において「法」という。）

第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項各号の事務を処理するため、白河市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 子ども・子育て会議委員名簿

	委員名	団 体 等	備 考	
			役 職	区 分
1	岡崎 菜津子	学校法人藤田幼児教育学園 丘の上保育園父母の会（会長）		保護者
2	飯村 庄后	学校法人専念寺学園認定こども園 ぼだい樹父母と教師の会（会長）		保護者
3	今井 里志	白河市P T A連絡協議会（副会長）		保護者
4	十文字 光伸	白河商工会議所（議員）		事業主代表
5	畠山 史信	日本労働組合総連合会福島県連合会 白河地区連合会（議長）		労働者代表
6	鈴木 順子	社会福祉法人白河市社会福祉協議会 白河保育園（園長）		子育て従事者
7	橋本 未来	学校法人専念寺学園認定こども園 ぼだい樹西こども園（園長）		子育て従事者
8	佐藤 晃子	ニチイキッズ新白河保育園（園長）		子育て従事者
9	田中 晋哉	社会福祉法人白河学園 （第二つぼみ園管理者）	副会長	子育て従事者
10	樋口 葉子	N P O法人しらかわ市民活動支援会 （副理事長）	会長	有識者
11	永野 美代子	N P O法人子育て環境を考える虹の会 （理事長）		有識者
12	國井 保子	白河市民生児童委員連絡協議会 （主任児童委員）		保健福祉関係者
13	浅賀 秀寿	白河市家庭児童相談室（相談員）		保健福祉関係者

3 計画の策定経過

開催年月日	検討内容
平成 30 年 5 月 28 日	委嘱状交付式 平成 30 年度第 1 回白河市子ども・子育て会議 【議題】 ① 次期子ども・子育て計画の策定について
平成 30 年 10 月 10 日	平成 30 年度第 2 回白河市子ども・子育て会議 【議題】 ① 第 2 期白河市子ども・子育て計画策定に係るニーズ調査について
平成 30 年 11 月	事業計画策定に係る「ニーズ調査」（白河市 子ども子育てしやすい環境づくりを進めるためのアンケート）の実施
平成 31 年 2 月 18 日	平成 30 年度第 3 回白河市子ども・子育て会議 【議題】 ① 第 2 期白河市子ども・子育て計画策定に係るニーズ調査の集計結果について
令和元年 5 月 17 日	委嘱状交付式 令和元年度第 1 回白河市子ども・子育て会議 【議題】 ① アンケート調査報告書について ② 第 2 期白河市子ども・子育て計画策定について 計画策定の趣旨について 計画策定スケジュールについて
令和元年 8 月 19 日	令和元年度第 2 回白河市子ども・子育て会議 【議題】 ① 児童人口推計について ② 子ども・子育て支援事業の量の見込みについて ③ 計画骨子案について
令和元年 10 月 30 日	令和元年度第 3 回白河市子ども・子育て会議 【議題】 ① 第 2 期子ども・子育て計画の策定について 第 2 章 子ども・子育てをとりまく現状 第 3 章 計画の基本的な考え方 第 5 章 量の見込みと提供体制
令和元年 11 月 28 日	令和元年度第 4 回白河市子ども・子育て会議 【議題】 ① 第 2 期子ども・子育て計画の策定について 第 1 章 計画策定にあたって 第 4 章 基本施策

開催年月日	検討内容
令和2年2月14日	令和元年度第5回白河市子ども・子育て会議 【議題】 ① 第2期白河市子ども・子育て計画（案）について
令和2年2月19日 ～2月28日	パブリックコメント（意見公募）実施

第2期白河市子ども・子育て計画

第2期白河市子ども・子育て支援事業計画
第2期白河市次世代育成支援行動計画(後期)

発行：白河市

編集：白河市保健福祉部こども未来室こども支援課

〒961-8602 白河市八幡小路7番地1

電話 0248-22-1111

FAX 0248-23-1255



白 河 市